



元気と希望と歩むまち
住みよさ やさしさ 東松山

第六次東松山市総合計画

令和8年度～令和17年度
2026～2035



市長あいさつ



東松山市におけるまちづくりの最上位計画「第五次東松山市総合計画」が、令和7年度(2025年度)をもって満了いたしました。計画期間中には、令和元年東日本台風による甚大な被害や新型コロナウイルス感染症の感染拡大といった非常に大きな困難に直面しましたが、全市的な取組を展開しながらこれを乗り越えてきた結果、民間が行う「住みよさ」に関する調査において高い評価を得ることができました。第五次総合計画において「まちの将来像」に掲げた「住みたい、働きたい、訪れたい 元気と希望に出会えるまち 東松山」を市民の皆様とともに体現し、評価されたことは本市の誇るべき実績です。

しかし、我が国全体に目を向けると、人口減少や少子化・高齢化の進行、頻発化する豪雨災害や大規模地震への備え、老朽化する公共インフラへの対応、物価上昇がもたらす日常生活への影響など、多くの課題と向き合う時代を迎えています。また、本市を含め、多くの自治体で財政的な制約が高まり、厳しい行財政運営に取り組まなければならない状況が生まれています。

この度策定した本市の新たな最上位計画「第六次東松山市総合計画」は、こうした時代の中で、希望を抱くことのできる「将来の東松山市の姿」を描くための指針となるものです。第六次総合計画に掲げた施策が「愛する郷土・東松山市」のまちづくりを進めていくための力強い原動力となることを期待しております。

結びに、未来の東松山市が元気と希望に満ちあふれ、やさしさに包まれた住みよいまちとなるよう、引き続き全力で市政運営に取り組んでまいりますので、本計画に掲げた施策の遂行に向け、変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

本計画の策定にあたり多大なるご尽力をいただいた総合計画審議会委員並びに市議会議員の皆様、座談会やパブリックコメント等を通じて貴重なご意見をいただきました多くの市民の皆様にご心より感謝を申し上げます。

令和8年4月

東松山市長 森田 光一



目次

第1章 総論	1
1 策定の趣旨	2
2 計画の構成と期間	3
3 東松山市の概要	5
(1) 位置・気候・地勢	5
(2) 地区の特徴	6
4 東松山市を取り巻く社会情勢	8
(1) 人口減少の進行	8
(2) 防災・減災対策の推進	8
(3) デジタル社会の進展	8
(4) グローバリズム・世界情勢の変化	9
(5) 食料や農業を取り巻く環境変化	9
5 市民意識調査の結果（抜粋）	10
(1) 調査概要	10
(2) 本市の住みよさ	10
(3) どんなまちになってほしいか	10
(4) 市政の各分野の取組におけるこれからの重要度	11
6 未来を担う若者の意見	12
(1) 若者が考える「賑わい」	12
(2) 若者が考える本市の「強み、弱み」	12
7 市民の意見	13
第2章 基本構想	15
1 まちづくりの理念	16
2 まちの将来像	17
3 将来の人口予測	18
4 将来都市構造	19
(1) 基本的な考え方	19
(2) 将来都市構造	20
(3) 将来都市構造図	21
5 まちづくりの柱と目指すべきまちの姿	22
第3章 基本計画	25
1 重点テーマ	26
2 財政見通し	28
(1) 歳入	28
(2) 歳出	29
3 前期基本計画とSDGs	30
(1) 持続可能な開発目標SDGsのまちづくりの視点	30
(2) 各基本施策とSDGsの関係	31
4 施策体系図	32



5 分野別計画	34
まちづくりの柱1 こども	35
基本施策1-1 子育て環境の整備	36
基本施策1-2 乳幼児期からの支援の充実	38
基本施策1-3 学校教育の充実	40
まちづくりの柱2 健康福祉	43
基本施策2-1 健康づくりの推進	44
基本施策2-2 市民病院の充実	46
基本施策2-3 地域福祉の推進	48
基本施策2-4 社会保障制度の適正な運営	50
基本施策2-5 高齢者福祉の充実	52
基本施策2-6 障害者福祉の充実	54
まちづくりの柱3 環境	57
基本施策3-1 良好な地域環境の保全	58
基本施策3-2 自然環境の保全	60
基本施策3-3 資源循環の推進・ごみ処理体制の維持	62
まちづくりの柱4 生活基盤	65
基本施策4-1 防災・減災対策の推進	66
基本施策4-2 計画的なまちづくりの推進	68
基本施策4-3 公共交通ネットワークの形成・維持	70
基本施策4-4 道路の整備と維持管理	72
基本施策4-5 持続性のある上下水道事業の推進	74
基本施策4-6 流域治水の推進	76
基本施策4-7 快適な住環境の保全	78
まちづくりの柱5 産業	81
基本施策5-1 農業の振興	82
基本施策5-2 商工業の振興	84
基本施策5-3 企業誘致の推進・就労支援の充実	86
基本施策5-4 観光の振興・シティプロモーションの強化	88
まちづくりの柱6 市民活躍	91
基本施策6-1 市民参加の促進と生活の安全確保	92
基本施策6-2 生涯学習の推進	94
基本施策6-3 人権意識・平和意識の醸成	96
健全で効果的な行財政運営	99

資料編	105
1 策定経過	106
2 東松山市総合計画審議会	108
3 東松山市総合計画審議会条例	110
4 東松山市総合計画審議会委員	112
5 第六次東松山市総合計画策定プロジェクトチーム	113
6 参考計画等	114



第1章

總論



1 策定の趣旨

本市では、活力と夢にあふれた東松山を創造するため、平成28年度(2016年度)から令和7年度(2025年度)を計画期間として策定した「第五次東松山市総合計画」をまちづくりの最上位計画と位置付け、将来像に掲げた「住みたい、働きたい、訪れたい 元気と希望に出会えるまち 東松山」の実現に向けた施策を市民・事業者・行政の協働により計画的に進めてきました。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大をきっかけとした社会の変化をはじめ、人口減少や少子化、高齢化の進行、市民ニーズの多様化、デジタル化の進展、頻発化・激甚化する災害への備えなど、既存の考え方や方法だけでは解決が困難な課題への対応が必要とされる時代を迎え、地方自治体に求められる役割も重要性が増しています。

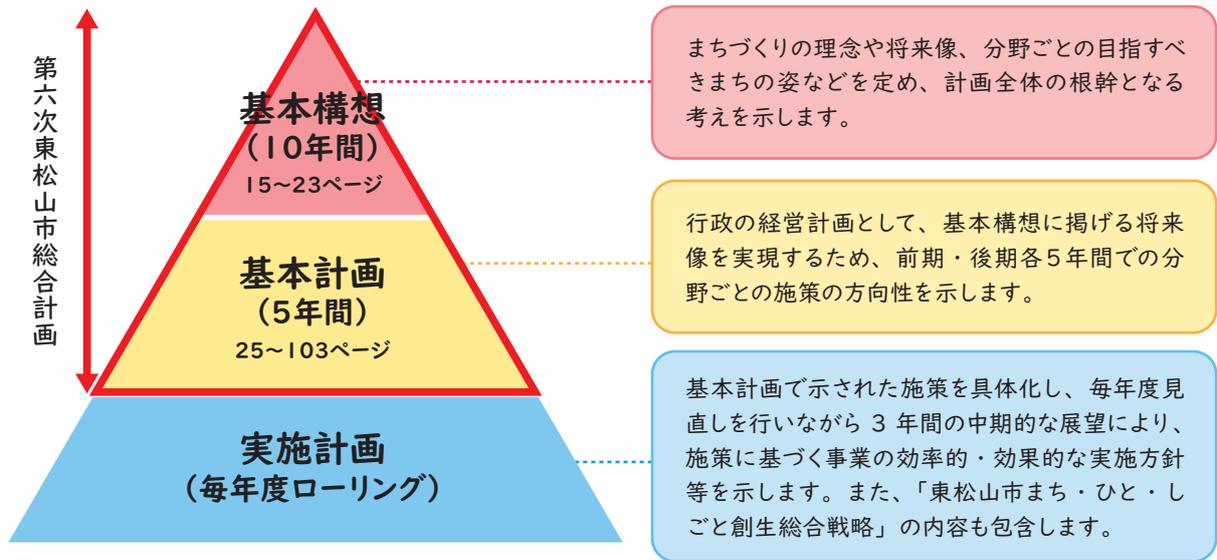
こうした背景を踏まえ、これまで積み上げてきたまちづくりの成果を継承しつつ、高い持続性を持ち、新たな時代に対応した施策を進めていくため、本市の最上位計画として、今後10年間における行政運営の基本的な方針を定める「第六次東松山市総合計画」を策定しました。



2 計画の構成と期間

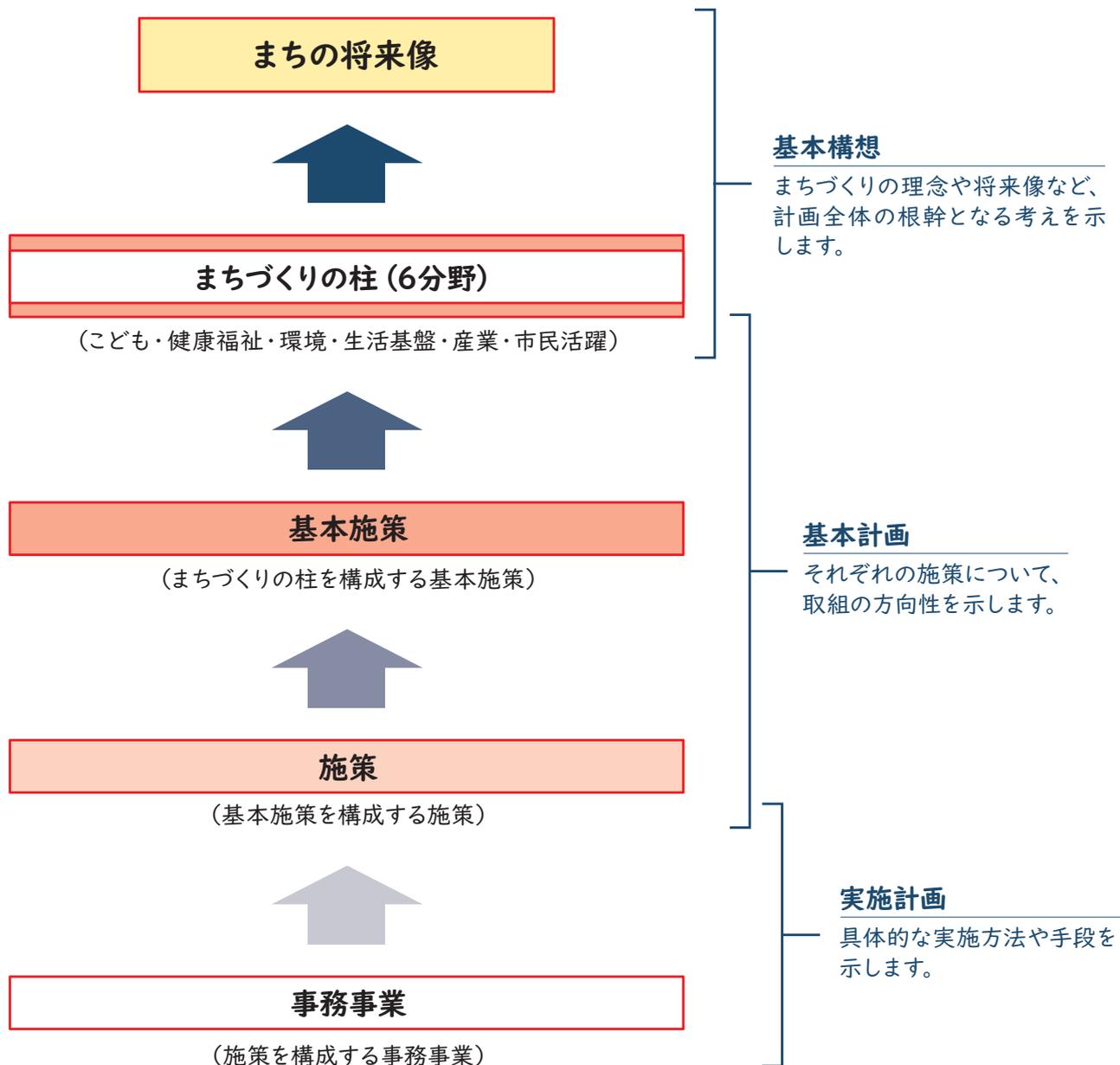
本計画は、令和8年度（2026年度）から令和17年度（2035年度）までを計画期間とし、10年間の基本構想と、前期5年、後期5年の基本計画で構成します。

また、基本計画で示された施策を具体化する実施計画（「3か年実施計画」）は、毎年度見直しを行いながら、施策に基づく事務事業の効率的・効果的な実施に向けた進行管理を行います。



	令和8年度 2026年度	令和9年度 2027年度	令和10年度 2028年度	令和11年度 2029年度	令和12年度 2030年度	令和13年度 2031年度	令和14年度 2032年度	令和15年度 2033年度	令和16年度 2034年度	令和17年度 2035年度		
基本構想	10年											
基本計画	前期5年					後期5年						
実施計画	3年			3年			3年			3年		
	3年		3年			3年			3年			
	3年		3年			3年			3年			
	3年			3年			3年			3年		
	3年			3年			3年			3年		
	3年			3年			3年			3年		
	3年			3年			3年			3年		

将来像、まちづくりの柱、基本施策、施策、事務事業のそれぞれの関係性は以下のとおりです。



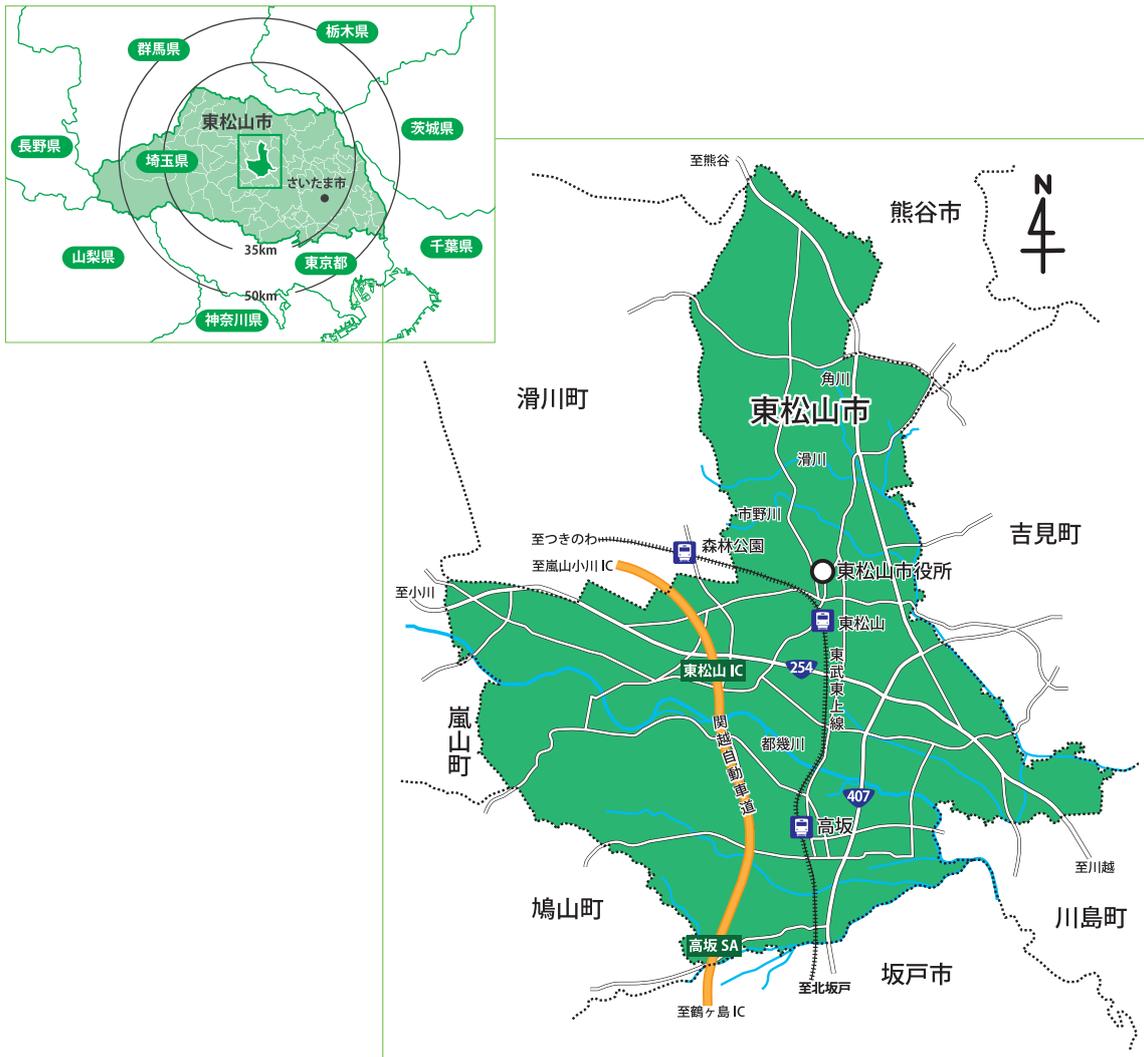
3 東松山市の概要

(1) 位置・気候・地勢

東松山市は埼玉県のほぼ中央部に位置し、県庁所在地であるさいたま市から約35キロメートル、都心部から約50キロメートル圏内にあります。市の西側には豊かな自然を有する比企丘陵が形成され、東側には関東平野が広がり、丘陵と平地が並存する地形となっています。また、市内には都幾川や市野川などの河川が流れ、変化に富んだ自然環境が形成されています。

さらに、本市は古くから交通の要衝として重要な役割を果たしており、関越自動車道東松山インターチェンジや東武東上線の2つの駅を有し、広域交通網の要として交通利便性が非常に高い地域です。気候は、典型的な内陸性の気候で、夏は気温・湿度が高く、冬は冷え込みが厳しく乾燥する傾向があります。

四季の移ろいを身近に感じることのできる豊かな自然と都市が調和した、比企地域の中心的なまちです。



(2) 地区の特徴

松山地区

特徴：古くから交通の要衝として栄え、東松山駅を中心に行政機関や金融機関、商業施設、飲食店などが集積する本市の中心部です。駅周辺を中心市街地にはマンションやアパートが多く、駅から少し離れると戸建住宅の住宅地が広がっています。東松山駅を拠点として路線バス網も充実しており、本市のみならず、比企地域の玄関口としての役割も担っています。また、箭弓稻荷神社や夏まつりなどの歴史・観光資源も有しており、本市のまちの核として、道路をはじめとした都市インフラの整備も進められています。

大岡地区

特徴：谷津と呼ばれる谷状の湿地が点在し、地形を生かした溜め池や沼を利用した田園風景が自然豊かな景観を作り出しています。また、地域の人々によって脈々と受け継がれてきた伝説や伝承、史跡等が残され、自然と歴史が調和し、四季を豊かに感じることができる地域です。さらに、東松山ぼたん園や東松山市農林公園、伝説・伝承を巡るウォーキングコース、クラフトビール醸造所など、魅力ある観光スポットが点在しています。地域に対する住民の愛着も高く、市民活動センターを拠点に、住民が主体となって地域の魅力向上に取り組んでいます。

唐子地区

特徴：比企丘陵の雑木林や水田、畑地と清流都幾川の流れが調和し、三大児童文学の一つ『天の園』の舞台として描かれた「ふるさとの原風景」が今も色濃く残された地域です。化石と自然の体験館、くらかけ清流の郷が整備され、魅力あるアクティビティが提供されています。また、規模の大きい医療機関が立地し、鉄道にアクセスしやすい地域であることから、利便性のよい住環境が整っています。地区内の新郷、葛袋には工業団地が整い、国道254号や関越自動車道東松山インターチェンジ周辺には多くの企業が立地し、生産や物流の拠点としても重要な役割を担っています。

高坂地区

特徴：西側から東側にかけて丘陵地、台地、低地が連なる起伏に富んだ地形が広がり、子育て支援施設や大型商業施設、大学、埼玉県子ども動物自然公園などが立地し、豊かな自然と都市機能が両立した地域です。高坂駅周辺は民間による住宅地の整備や土地区画整理事業により良好な住環境が整い、利便性の高い街並みを形成し、子育て世帯も多く住んでいる地域です。一方、周辺に大学が立地する土地柄を背景として若者の転出入が激しい地域でもあります。子育てや教育に関する社会資源が整えられ、本市のまちの副次核としての賑わいを創出しています。



野本地区

特徴：美しい田園風景を背景に歴史を感じさせる農村地域と新たな住宅地が広がり、国道254号・407号が交わる道路交通の利便性が高い地域です。都幾川沿いでは、住民による「さくらの里」の整備が進められ、地域の魅力を向上させています。また、県指定史跡將軍塚古墳をはじめ、貴重な文化財が多く存在し、観光資源としての活用も期待されています。さらに、農業振興の拠点である農産物直売所いなほてらすでは、新鮮な農産物を買求める人で連日賑わっています。

高坂丘陵地区

特徴：丘陵地を活用した大規模な土地区画整理事業により開発された住宅地で、道路や公共下水道、自然と調和した公園などが計画的に整備された住環境が形成されている地域です。また、平成31年（2019年）4月から桜山小学校・白山中学校では「小中一貫教育特認校制度」を実施しており、魅力あふれる教育活動が行われています。住宅地の開発から約40年が経過し、住民の高齢化が顕著になっていますが、地域コミュニティの向上や自然豊かな街並みの形成に対する取組が積極的に進められており、住民同士のつながりを大切にしながら時代に即した地域活動が実践されています。

平野地区

特徴：西側から中央部にかけて住宅や農地が広がり、古くから梨の生産が盛んで、「梨の里」として知られています。東松山駅周辺の市街地へのアクセスもよく、住宅地が整備され、自然に囲まれた良好な住環境が整った地域です。地域住民が主体となって実施する「花・歩・梨（かほり）プロジェクト」は、花いっぱい運動の一翼を担い、地域環境の美しさだけでなく、住民同士の交流や特色ある地域づくりにつながっています。



4 東松山市を取り巻く社会情勢

(1) 人口減少の進行

日本の人口は平成20年(2008年)をピークに減少に転じ、全国的な少子化・高齢化が加速しています。また、若年層の都市部への流出により、地方部では生産年齢人口(注1)の減少、高齢者人口の増加という構造的な問題が顕著になっています。国立社会保障・人口問題研究所(社人研)の人口推計では、日本の総人口は今後も減少を続け、2070年には8,700万人まで減ると予測されており、地域経済活動の縮小や税収の減少、地域コミュニティの維持困難などが現実のものとなっています。本市では、近年、転入の増加に伴い人口は増加してきましたが、全国的な傾向と同様に出生数は死亡数を下回っており、社人研の推計では、近い将来に人口減少の局面に変わっていく見通しとなっています。このことから、人口減少に伴うマイナスの側面だけではなく、プラスの側面についても認識した上で、将来に向けたまちづくりを進める必要があります。



(2) 防災・減災対策の推進

地球規模の気候変動の影響で、局所的な短時間豪雨災害が頻発化するとともに、台風の大規模化などが懸念されています。また、近年の夏季の暑さは、日常生活だけではなく、生命に影響を与えるほど危険なものとなっています。さらに、近い将来に発生が予測されている大規模地震は、大きな人的被害に加え、首都圏の都市機能に広域的で甚大な影響を与える可能性があります。本市において2名の尊い命を失い、全壊129戸を含む770戸の家屋が被害を受け、避難者が3,000人を超える甚大な災害となった令和元年東日本台風での教訓を踏まえながら、市民の生命・財産を守るため、自助・共助・公助が一体となった防災・減災体制の更なる強化を推進する必要があります。



(3) デジタル社会の進展

AI(注2)、IoT(注3)、ビッグデータ(注4)の活用などのデジタル技術の進化は、行政サービスの効率化や市民の利便性向上、地域課題の解決に大きな可能性をもたらしています。政府では「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が示され、DX(注5)の推進が加速化し、地方自治体においても「自治体DX」の名のもとに様々な取組が進められています。「ICT(注6)の浸透が人々の生活をあらゆる面で良い方向に変化させること」というDXの定義を念頭に、本市においてもデジタル技術を活用した市民の生活利便性の向上に取り組む必要があります。



(4) グローバリズム・世界情勢の変化

国際的な経済対立や地域の安全保障問題は、地域社会や市民生活にも大きな影響を与えています。また、国際化の進展を背景とした外国人市民の増加は、多文化共生という側面がある一方で、地域で築き上げてきた生活のルールや文化、習慣などに馴染むことができず、地域コミュニティの維持に課題を生じさせることもあります。本市においても、ごみの捨て方の習慣の違いにより住民間のトラブルに発展するケースが顕在化しています。

こうした課題が生じている中、「グローバル（地球規模の）」と「ローカル（地域的な）」を組み合わせた「グローカル」という、地域性を考慮しながら地球規模で物事を考える視点も提唱されています。将来予測が困難で、刻一刻と変化しながら複雑化する世界情勢を背景とした現在は、まさに「不確実な時代（VUCA）（注7）」であるといえます。日常生活に影響を与える食料品や燃料・エネルギーなどの価格も世界情勢の変化を背景とする部分が大きいため、世界の動きを敏感に感じ取りながら、地域で暮らす市民の生活を守るために必要な事業を見極める必要があります。



(5) 食料や農業を取り巻く環境変化

若い世代の農業離れや農業従事者の高齢化により、担い手が減少し、管理されなくなった農地が増加することで国内の食料生産能力は低下し、国の食料生産基盤の脆弱化が進んでいます。また、日本のカロリーベース総合食料自給率（注8）は、農林水産省の公表値で令和6年度（2024年度）には38%となっており、多くの食料を海外からの輸入に依存していることから、国際的な需要の変化や災害、紛争などによって国内での食料供給が不安定化するリスクを常に抱えています。食料安全保障（注9）の問題は国家レベルの課題であると同時に、住民の「食」の最前線にいる地方自治体においても重要な課題となっています。農業の担い手確保や生産性の向上などに取り組むとともに、地産地消による域内での経済循環を推進し、市民が安心して安全な「食」を確保できる環境整備に取り組む必要があります。



(注1) 生産年齢人口

15歳以上65歳未満の生産活動の中核をなす年齢層のこと。

(注2) AI

Artificial Intelligence の略。人間の知能や知的行動をコンピュータなどの人工的なシステムで再現しようとする技術や研究分野のこと。人工知能。

(注3) IoT

Internet of Things の略。日本語では「モノのインターネット」と訳される。身の回りのあらゆる「モノ」をインターネットに接続する技術のこと。

(注4) ビッグデータ

人間が全体を把握することが困難なほど膨大で多様かつ高速に生成・処理されるデータ群のこと。

(注5) DX

Digital Transformation の略。提唱者の定義では「ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること」とされているもの。

(注6) ICT

Information and Communication Technology の略。情報通信技術。パソコンやスマートフォン、インターネットなどの情報通信機器やネットワークを使い、情報の収集・処理・伝達・共有・活用を行うための総合的な技術のこと。

(注7) VUCA（ブーカ）

Volatility（変動性）、Uncertainty（不確実性）、Complexity（複雑性）、Ambiguity（曖昧性）の頭文字を取った造語。世界全体が極めて予測困難な状況に直面しているという21世紀の時代認識のこと。

(注8) カロリーベース総合食料自給率

基礎的な栄養価であるエネルギー（カロリー）に着目して、国民に供給される熱量（総供給熱量）に対する国内生産の割合を示す指標のこと。

(注9) 食料安全保障

良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人ひとりがこれを手に入れる状態のこと。



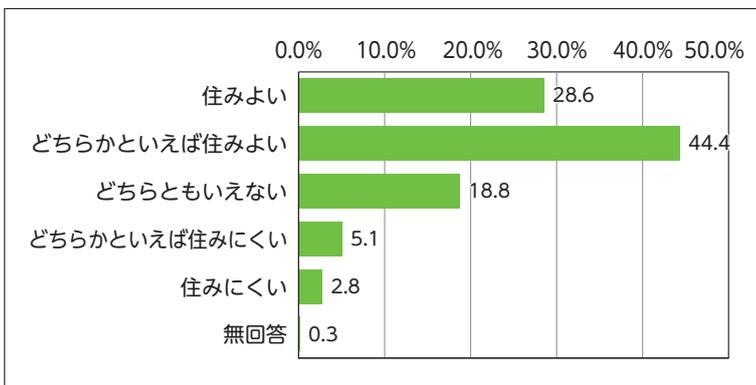
5 市民意識調査の結果（抜粋）

市政に対する市民の意識や要望を把握し、まちづくりの基礎資料として活用するため、「市民意識調査」を実施しました。

(1) 調査概要

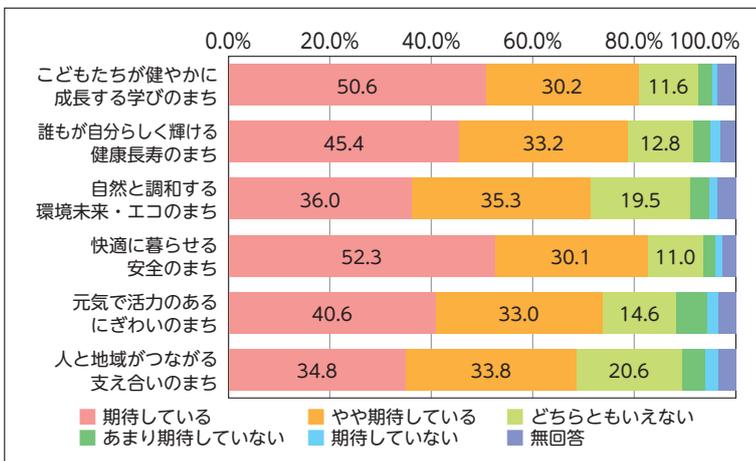
- 調査対象地域 東松山市全域
- 調査対象者 市内居住の満18歳以上の市民2,000人
- 抽出方法 住民基本台帳から無作為抽出
- 調査方法 調査票を郵送で送付し、回答は郵送回答又はインターネット回答（調査対象者による任意選択）
- 調査期間 令和6年9月17日（火）～10月1日（火）
- 有効回答率 1,095人（54.75%）

(2) 本市の住みよさ



「住みよい」「どちらかといえば住みよい」を選択している市民が73.0%、「住みにくい」「どちらかといえば住みにくい」を選択している市民が7.9%となり、多くの市民が住みよさを実感しています。民間が行っている調査結果（注）においても示されているとおり、「住みよさ」は本市の特徴といえます。

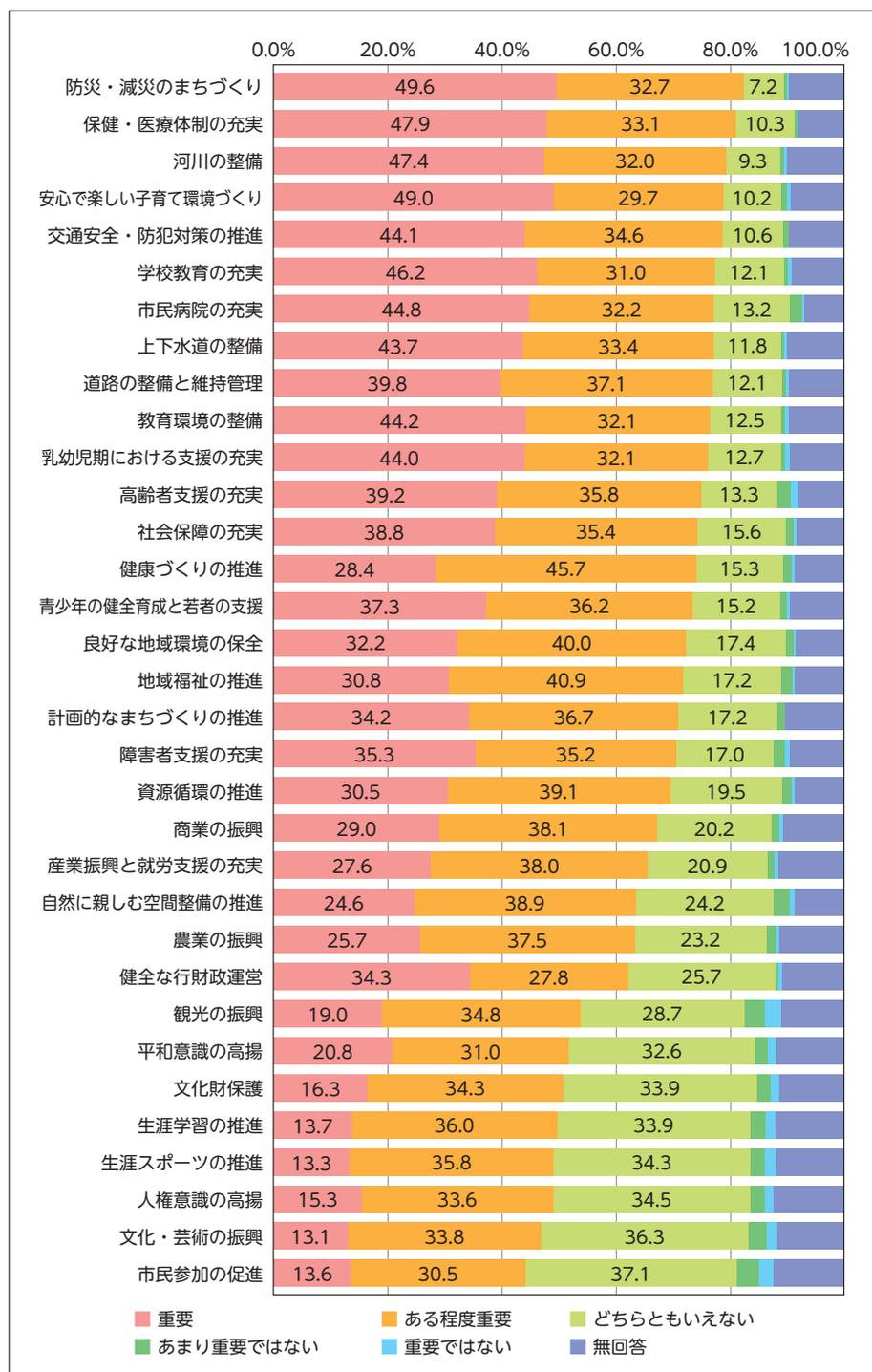
(3) どんなまちになってほしいか



「快適に暮らせる安全のまち」（82.4%）、「こどもたちが健やかに成長する学びのまち」（80.8%）、「誰もが自分らしく輝ける健康長寿のまち」（78.6%）が上位となっています。都市機能が整ったまちの快適性や安全性、子育て支援の充実、健康長寿を期待する声が多くあります。



(4) 市政の各分野の取組におけるこれからの重要度



上位5位
 1位 防災・減災
 2位 保健・医療
 3位 河川整備
 4位 子育て環境
 4位 交通安全・防犯

市政の今後の重要度に関する質問では、「防災・減災」(82.3%)「保健・医療」(81.0%)「河川整備」(79.4%)「子育て環境」(78.7%)「交通安全・防犯」(78.7%)が上位に挙がりました。特に市民の生命・財産に重要な役割を果たす「防災・減災」と「保健・医療」は8割を超える人が重要な取組と感じています。

市民意識調査から見る重要度の高いテーマ

防災・減災のまちづくり

保健・医療・健康

まちの快適性・安全性

子育て環境づくり

(注) 民間が行っている調査結果
 東洋経済新報社が毎年発表している「住みよさランキング」のこと。この調査において、本市は令和4年(2022年)から4年連続で県内第1位の評価を得ている。



6 未来を担う若者の意見

将来のまちづくりの担い手となる若者から、まちの「賑わい」や本市の「強み・弱み」について考えを伺うため、令和7年2月から3月にかけて市内8校の中学生・高校生に協力をいただき、学校ごとに座談会を実施しました。

(座談会実施高校・中学校)

松山高等学校、松山女子高等学校、東京農業大学第三高等学校

松山中学校、北中学校、東中学校、南中学校、白山中学校

(1) 若者が考える「賑わい」

■ 「賑わい」のあるまちとは

- ・人が集まりたくなる場所があり、多くの人の声があふれるまち
- ・地域の人々のコミュニケーションが活発なまち

■ 「賑わい」の生み出し方

地域の人々がつながりを持ちながら、共にまちを活性化させていこうとすることで生み出されるもの

(2) 若者が考える本市の「強み、弱み」

強み	弱み
<ul style="list-style-type: none">● 交通の利便性が良い● 地域住民のつながりが強い、人柄の温かさ● 自然と都会が調和している● 子育て支援が手厚い● 高齢者に配慮があり、こどもに優しい <p>↓</p> <p>まちの利便性、人々のつながり・温かさ、子育てや福祉の充実が強み</p>	<ul style="list-style-type: none">● 娯楽施設や遊ぶ場所が少ない● 東松山市といえば「これ!」というものが思い浮かばない● 駅前の商店街が寂しい● 情報の発信力が弱い● 大きい公園や運動場がない <p>↓</p> <p>賑わいを生み出すための施設や機能の不足、情報発信力の低さが弱み</p>



7 市民の意見

市民の幅広い意見を反映した計画とするため、地区座談会などを通じて東松山市全体のまちづくりの方向性について意見を伺いました。

実施概要	
地区座談会 (令和6年10月～令和7年1月)	市内全7地区で座談会を開催し、これまでの取組に対する評価や第六次東松山市総合計画の策定に向けた本市の課題等について、地域の方々と話し合いを行いました。
シビック・オピニオン・リサーチ (令和6年10月～令和7年2月)	これまでのまちづくりに対する評価及びニーズ等を把握し、本市の目指すべき将来の姿やまちづくりの方向性等を検討するため、全市民を対象にオンライン形式でのアンケートを実施しました。
市民ワークショップ (令和6年12月・令和7年2月)	市民ワークショップを開催し、政策提案ゲームを通じて、参加者からまちづくりのアイデアを提案していただきました。
子育て世帯ヒアリング (令和7年2月)	子育て世帯の移住・定住に向けた取組を検討していくため、子育て支援センターソレ・マーレを訪問し、利用者から直接お話を伺いました。

児童館や公園などの安全なこどもの遊び場の充実	若い人も一緒に参加できるコミュニティづくり	豊かな自然環境の保全と活用
空き家や空き地の対策	水道や下水道などの生活インフラの維持	増加する外国人市民への対応
高齢者や障害者の社会参加の促進、孤立化の防止に向けた取組の充実	東松山駅周辺や商店街の活性化	子育てをしている親同士がつながる場や保育施設の充実
高齢者の移動手手段の確保や支援の充実	子育てに対する経済的な負担の軽減	安全な道路や歩行者が安全に歩ける歩道の整備
耕作放棄地の対策	避難所機能の充実や防災対策の強化	



第2章

基本構想



1

まちづくりの理念

「美しい自然にめぐまれ、長い歴史と香り高い伝統をもつ東松山市民であることに誇りと責任を感じ平和な住みよい文化都市を建設する」ことを掲げた東松山市民憲章は、本市のまちづくりの基本的な考えや姿勢を示しているものです。

個人や個性が尊重される社会の一つの側面として人間関係の希薄化が課題として挙げられる現在、市民憲章に託された先人の想いを理解し、地域に暮らす人々が支え合いながら、誇りと責任を持ってまちづくりを進めていくことは、不安を抱える時代であるからこそ大切にすべき考え方です。

それらを踏まえ、まちづくりの根幹となる「市民力」を重視しながら、賑わいと活力を創出し、全ての市民が生きがいを持って安心して暮らすことのできる東松山市を創造していきます。

東松山市民憲章

わたしたちは、美しい自然にめぐまれ、長い歴史と香り高い伝統をもつ東松山市民であることに誇りと責任を感じ平和な住みよい文化都市を建設するために市民憲章を定めます。

一、環境をととのえ

緑ゆたかな安全なまちに

一、文化を育てスポーツを愛し

視野の広い市民に

一、仕事に誇りを持ち

生産にはげむ市民に

一、健全な子どもを育て

としよりを敬愛するまちに

一、きまわりを守り

思いやりのある市民に



2 まちの将来像

将来像は、本市が10年後に目指すべきまちの姿を示すものです。これまで積み重ねてきたまちづくりの成果を継承しつつ、まちづくりの理念に基づき本市のあるべき姿をより確かなものにしていくため、本計画では次の将来像を掲げます。

元気と希望と歩むまち 住みよさ やさしさ 東松山

元気



- ◆こどもや高齢者をはじめとした市民一人ひとりの健康増進
- ◆中心市街地の賑わい創出
- ◆観光客の増加
- ◆地域産業の活性化
- ◆移住・定住の促進

希望



- ◆子育て環境の充実
- ◆豊かなシニアライフ
- ◆市民が孤立しない社会
- ◆社会で活躍する人材が育つ充実した教育環境

歩むまち



- ◆日本スリーデーマーチ開催都市、ウォーキングのまち東松山
- ◆ウォーキングを生かした取組を中心にして市民が健康であり続けること
- ◆市民が元気で希望を抱きながら未来へ歩いていけること

住みよさ



- ◆生活に必要な都市機能が整っていること
- ◆利便性の高い交通網が維持されていること
- ◆防災力が高いこと
- ◆豊かな自然の中で暮らせる環境があること
- ◆防犯力の高い安心できる生活環境が整っていること

やさしさ

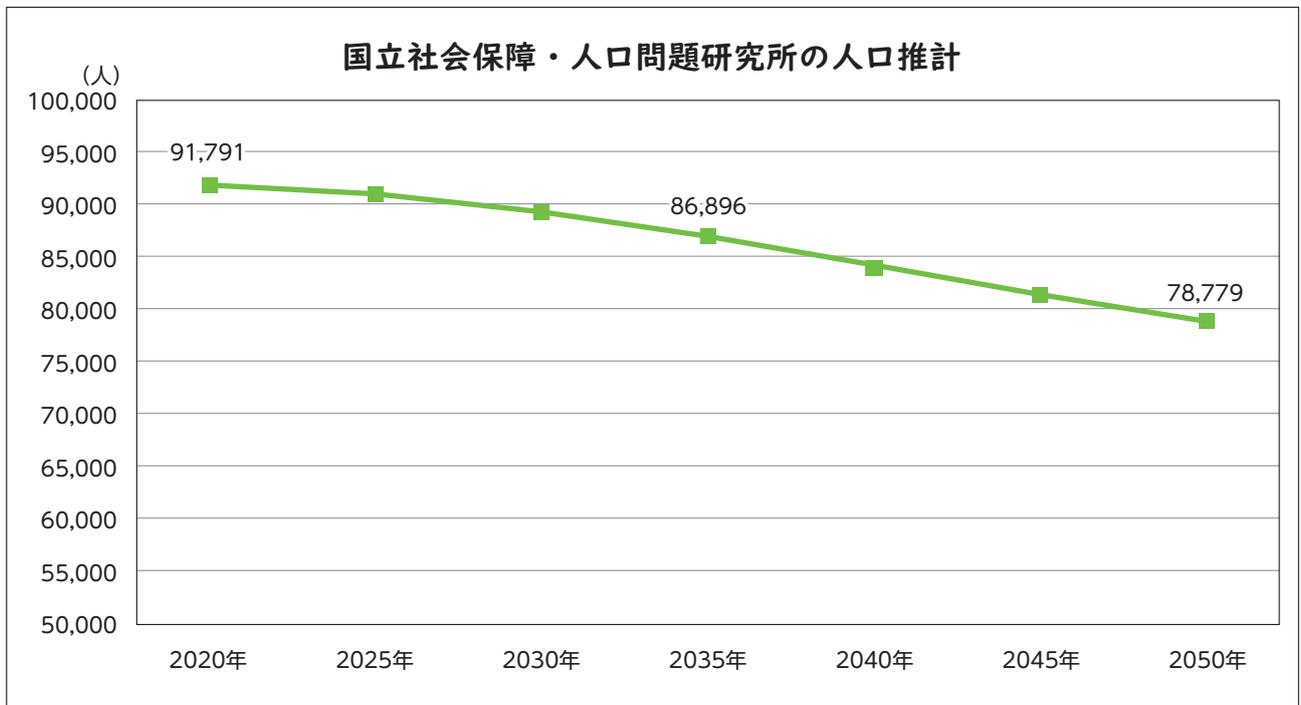


- ◆人と人とのつながりを大切にするまちであること
- ◆地域住民同士が笑顔であいさつできる関係性があること
- ◆市民がお互いを尊重しながら共に地域社会を支えていくこと

3 将来の人口予測

本市の将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の推計によると、計画期間の最終年度に当たる令和17年（2035年）に86,896人になることが予測されています。

生き方や暮らし方の選択肢の幅が広がり、社会情勢や経済状況が激しく変化する時代の中においては、人口減少が進行していくことを前提とした社会基盤を構築していく視点も重要となります。このため、本市では、人口減少のスピードが少しでも緩やかになるよう、対策を講じながらまちの発展を目指していきますが、現在の人口動向も十分に考慮しつつ、各分野における施策を展開していきます。



社人研推計人口(人)	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年
	91,791	90,948	89,229	86,896	84,151	81,337	78,779



4 将来都市構造

将来都市構造は、本計画に掲げた将来像の実現を目指すとともに、まちづくりの骨格を示すため、本市の特徴と将来への展望を見据え、目指すべき都市の姿を概念的に表すものです。

(1) 基本的な考え方

人口減少や少子化・高齢化が進む中、都市機能の集約化を図りながら、保有する地域資源や都市基盤を有効活用し、首都近郊の地方都市としての魅力や優位性を高めていくことが大切です。

そのため、次に掲げる6項目を将来の都市構造の基本的な考え方とし、まちづくりを進めていきます。

将来都市構造の基本的な考え方

- 1 東松山駅周辺を「まちの核」、高坂駅周辺を「まちの副次核」とする。
- 2 市街化区域（注1）を「市街地ゾーン」とする。
- 3 市街化区域に接する市街化調整区域（注2）を「緑住ゾーン」とする。
- 4 「緑住ゾーン」を除く市街化調整区域を「田園ゾーン」とする。
- 5 特徴的な都市の機能等を担う地域を「拠点」とする。
- 6 「核」や「拠点」の連携や広域的なアクセス等において重要な役割を担う道路や河川を「軸」とする。

(注1) 市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域のこと。具体的には、既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。

(注2) 市街化調整区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域のこと。市街化調整区域内では、農林漁業用の建物や一定規模以上の計画的開発などを除き開発行為は許可されない。



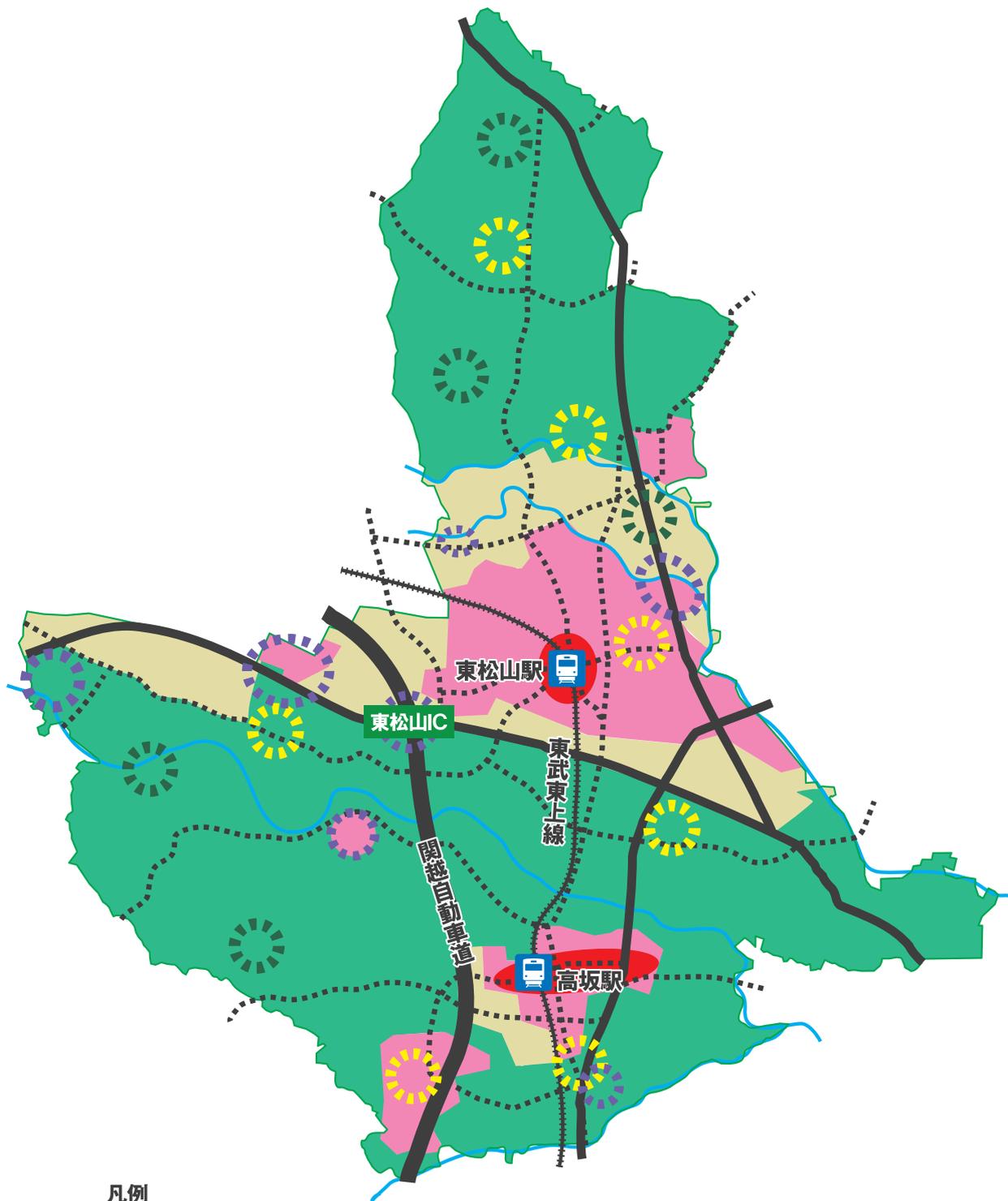
(2) 将来都市構造

- ①「核」 : まちの核、まちの副次核
- ②「ゾーン」 : 市街地ゾーン、緑住ゾーン、田園ゾーン
- ③「拠点」 : 地域の拠点、みどりの拠点、産業の拠点
- ④「軸」 : 広域連携軸、地域連携軸、河川軸

区分		方針
①核	まちの核	本市や比企地域の玄関口にふさわしい高水準の都市機能を備え、交通結節機能の強化や居住、文化・交流、商業など多様な機能の複合化・高度化を図り、都市の発展を牽引する都市機能の集積地と位置付けます。
	まちの副次核	“まちの核”を補完しながら、利便性の高い生活拠点として、高水準の交通サービスが確保され、一定の都市機能や生活機能の集約を図る地域と位置付けます。
②ゾーン	市街地ゾーン	将来の人口推移や社会経済動向を的確に反映しながら、住宅の需要等の社会ニーズに応じた計画的な土地利用を誘導する地域と位置付けます。
	緑住ゾーン	秩序ある土地利用を維持し、みどりとゆとりある居住環境の調和を図りながら、地域の特性に応じた機能の誘導を図る地域と位置付けます。
	田園ゾーン	無秩序な市街地の拡大を抑制し、優良農地や林野などの豊かな自然を保全しながら、みどり・農・住の良好な関係を維持・推進する地域と位置付けます。
③拠点	地域の拠点	地域レベルでの生活機能を維持するため、市民活動センターを中心として行政・生活サービスのための機能の集約を図る拠点と位置付けます。
	みどりの拠点	自然豊かな本市の特徴を生かした、憩い・スポーツ・観光・レジャー等の中心となる拠点と位置付けます。
	産業の拠点	産業の振興を図るため、工業・流通系産業等の集積地や新たに産業の誘導を図る拠点と位置付けます。産業の誘導については、水害等の災害からの影響を十分に考慮します。
④軸	広域連携軸	都市間を結び、周辺市町村との交流や産業活動を支える役割を担う道路と位置付けます。
	地域連携軸	広域連携軸を補完し、全市域を有機的に結ぶ道路と位置付けます。
	河川軸	連続的なみどりが維持され、安らぎを与える河川と位置付けます。



(3) 将来都市構造図



凡例

核		ゾーン	拠点	軸		
まちの核 まちの副次核	■	市街地ゾーン	地域の拠点	■	広域連携軸	——
		緑住ゾーン	みどりの拠点	■	地域連携軸
		田園ゾーン	産業の拠点	■	河川軸	——



5 まちづくりの柱と目指すべきまちの姿

将来像を実現するため、次の6つのまちづくりの柱を設定し、目指すべきまちの姿を定めます。

1 こどもの分野

健やかに育ち、将来に希望を持って成長できるまち

安心して子どもを育てられる環境を整備するとともに、未来を担う人材を育成するための教育環境づくりや成長段階に応じた若者支援を通じて、子どもたちが笑顔でのびのびと健やかに成長し、豊かな心を育むまちを目指します。

2 健康福祉の分野

人とつながり、安心して自分らしく暮らせるまち

ウォーキングを生かした健康づくりや、医療・福祉・介護の連携を通じて、住み慣れたまちで誰もが生きがいを持って健やかに暮らせるまちを目指します。

また、人と人、人と社会とのつながりを尊重し、互いに支え合う、やさしさにあふれる地域福祉の実現を目指します。

3 環境の分野

豊かな自然とともに、快適に暮らせるまち

環境に対する市民意識を高めるとともに、恵まれた豊かな自然を保全・活用し、快適に暮らせるまちを目指します。

また、ごみの排出量削減や資源循環の推進を図り、循環型社会の構築を目指します。



4 生活基盤の分野

安全性が向上し、安心して暮らせるまち

暮らしに必要な不可欠な生活基盤を維持・整備し、地域公共交通の利便性向上を図ることで、快適に暮らせるまちを目指します。

また、頻発化・激甚化する自然災害への備えや空き家対策を推進し、安全で安心に暮らせるまちを目指します。

5 産業の分野

ブランド力を強みとし、成長と発展が持続するまち

恵まれた交通環境を生かした企業誘致や、地場産品のブランド力の強化、農畜産業者や商工業者との協働により、地域産業が元気で活気のあるまちを目指します。

また、周辺地域と連携した観光資源の活用やシティプロモーションの強化により、魅力あふれる賑わいのあるまちを目指します。

6 市民活躍の分野

協力と信頼で、心豊かにいきいきと暮らせるまち

市民一人ひとりが互いに尊重し合い、まちづくりの主体として活躍できる平和なまちを目指します。

また、生涯にわたる学習やスポーツ、文化・芸術を通じて、心豊かにいきいきと暮らせるまちを目指します。



第 3 章

基本計画



1

重点テーマ

市民意識調査や若者との座談会等で伺った市民の想いや現状を踏まえ、本市の発展に必要な要素を重点テーマに設定しました。まちづくりの柱で掲げた目指すべきまちの姿の実現に向け、これらの重点テーマを相互に連携させながら、分野横断的に取組を推進します。

< 将来像 >

元気と希望と歩むまち 住みよさ やさしさ 東松山

こども

健やかに育ち、将来に希望を持って成長できるまち

健康福祉

人とつながり、安心して自分らしく暮らせるまち

環境

豊かな自然とともに、快適に暮らせるまち

生活基盤

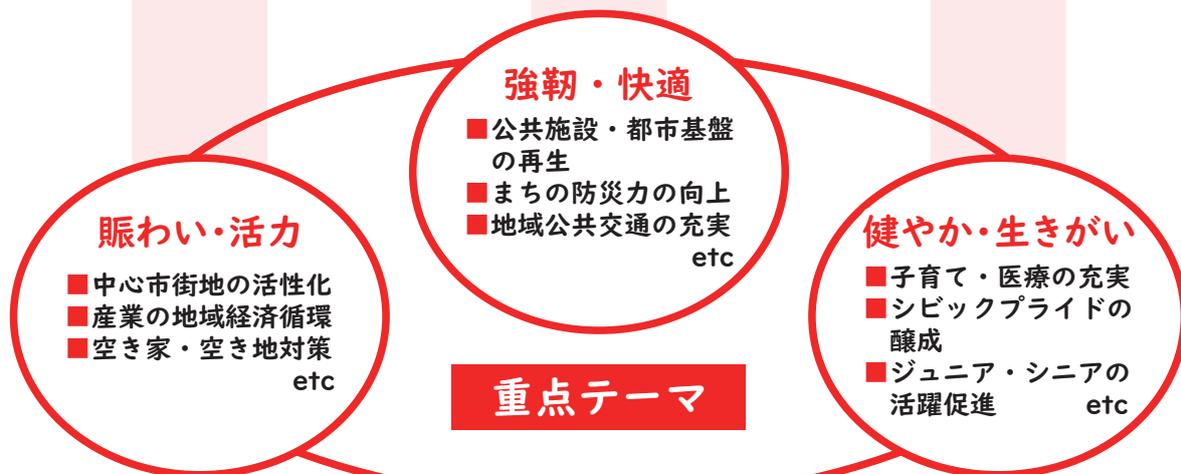
安全性が向上し、安心して暮らせるまち

産業

ブランド力を強みとし、成長と発展が持続するまち

市民活躍

協力と信頼で、心豊かにいきいきと暮らせるまち



DX（デジタルトランスフォーメーション）推進

■ デジタル格差の解消 ■ ICT教育の推進 ■ 生成AIの活用 etc



強 靱 ・ 快 適

(現状)

- ・整備後30年以上を経過した公共施設やインフラが多く存在し、今後一斉に大規模改修や更新時期を迎えることから、健全で良好な状態を維持するための取組を推進することが求められています。
- ・市民の生命や財産を守るため、頻発する豪雨や将来発生が予測されている大規模地震等の災害に対する備えを充実させる必要があります。
- ・買い物や通院など、様々な場面で移動に困難を抱える市民が安心して日常生活を送ることができるよう、移動手段を維持・充実させる必要があります。

(取組の方向性)

適正な財政運営に取り組みながら、市民の暮らしに直結するまちの安全性や快適性、利便性を確保します。

賑 わ い ・ 活 力

(現状)

- ・大型店舗の撤退や都市計画道路の整備などの環境変化に対応し、東松山駅周辺や商店街の活性化に向けた取組の必要性が高まっています。
- ・農業の担い手不足や遊休農地（注1）の増加に対応し、地産地消の推進と、誰もが安心して食べられる農作物の生産拡大が求められています。
- ・産業振興により地域内経済の好循環を推進するとともに、多様な観光資源を活用し、交流人口や関係人口を増やすことが求められています。
- ・空き家・空き地の適正な管理と有効活用を促進し、良好で安心できる生活環境を確保することが求められています。

(取組の方向性)

利便性の高い交通網や豊かな自然に恵まれた生活環境など、本市の魅力や優位性を積極的にPRし、まちの活力の源となる地域経済や産業、観光を活性化します。

健 や か ・ 生 き が い

(現状)

- ・乳幼児期から高齢期まで、全ての世代の健康水準を維持・向上させ、健康寿命の延伸を図るとともに、必要な医療や介護が安定的に提供される環境づくりが必要です。
- ・市民生活の土台をなす地域社会において、少子化・高齢化や人口減少に対応した新しい地域コミュニティの在り方を模索し、確立することが必要です。
- ・家族構成や働き方の変化などから子育て家庭のニーズは多様化しており、家庭の状況に応じた柔軟な対応が求められています。
- ・自然環境や伝統文化など、本市の魅力をより多くの市民に周知し、郷土を想う市民意識の醸成を推進する必要があります。

(取組の方向性)

- ・市民の健康水準を維持・向上させるとともに、地域コミュニティの活性化を進めます。
- ・文化や芸術など心を豊かにする取組を充実させ、シビックプライド（注2）の醸成を図ります。
- ・子どもや高齢者が安心して生活し、活躍できる環境を整えます。

(注1) 遊休農地

現在、耕作されておらず、今後も耕作される見込みのない農地のこと。

(注2) シビックプライド

地域に対する市民の誇りや愛着を表現する概念であり、市民が様々なことに関与しながら地域をより良くするための意識を持つこと。

「シビックプライド/CivicPride」「CIVIC PRIDE」は株式会社読売広告社の登録商標。



2 財政見通し

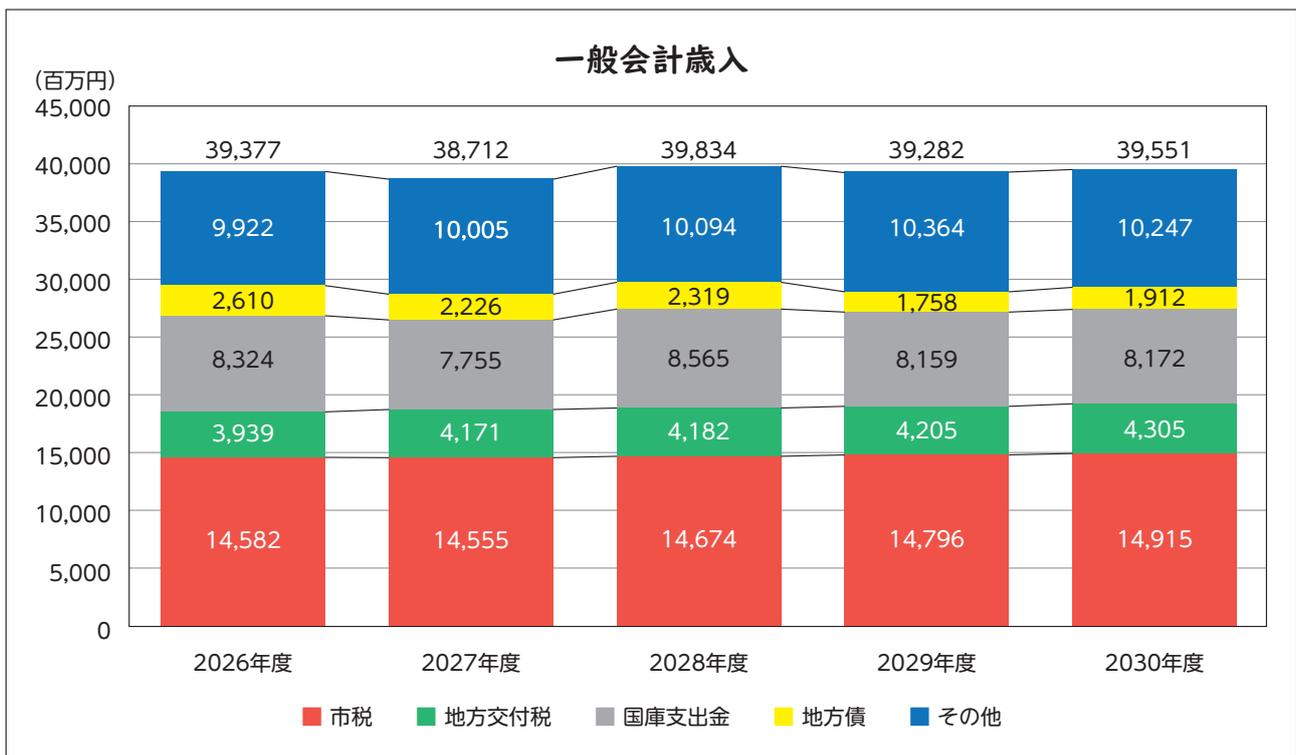
(1) 歳入

歳入については、過去の実績や国の推計等を基に、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間について、一般会計を推計しました。

税制改正や物価高騰等の社会情勢などの影響により変動することが予想されますが、歳入合計は390億円台の金額で推移すると推計します。

単位：百万円

	令和8年度 (2026年度) 見込	令和9年度 (2027年度) 見込	令和10年度 (2028年度) 見込	令和11年度 (2029年度) 見込	令和12年度 (2030年度) 見込
市税	14,582	14,555	14,674	14,796	14,915
地方交付税	3,939	4,171	4,182	4,205	4,305
その他一般財源	3,497	3,547	3,637	3,747	3,747
国庫支出金	8,324	7,755	8,565	8,159	8,172
県支出金	2,875	2,877	2,894	2,924	2,947
地方債	2,610	2,226	2,319	1,758	1,912
繰入金	1,296	1,292	1,224	1,354	1,214
うち財政調整基金	950	880	810	840	790
その他	2,254	2,289	2,339	2,339	2,339
合計	39,377	38,712	39,834	39,282	39,551



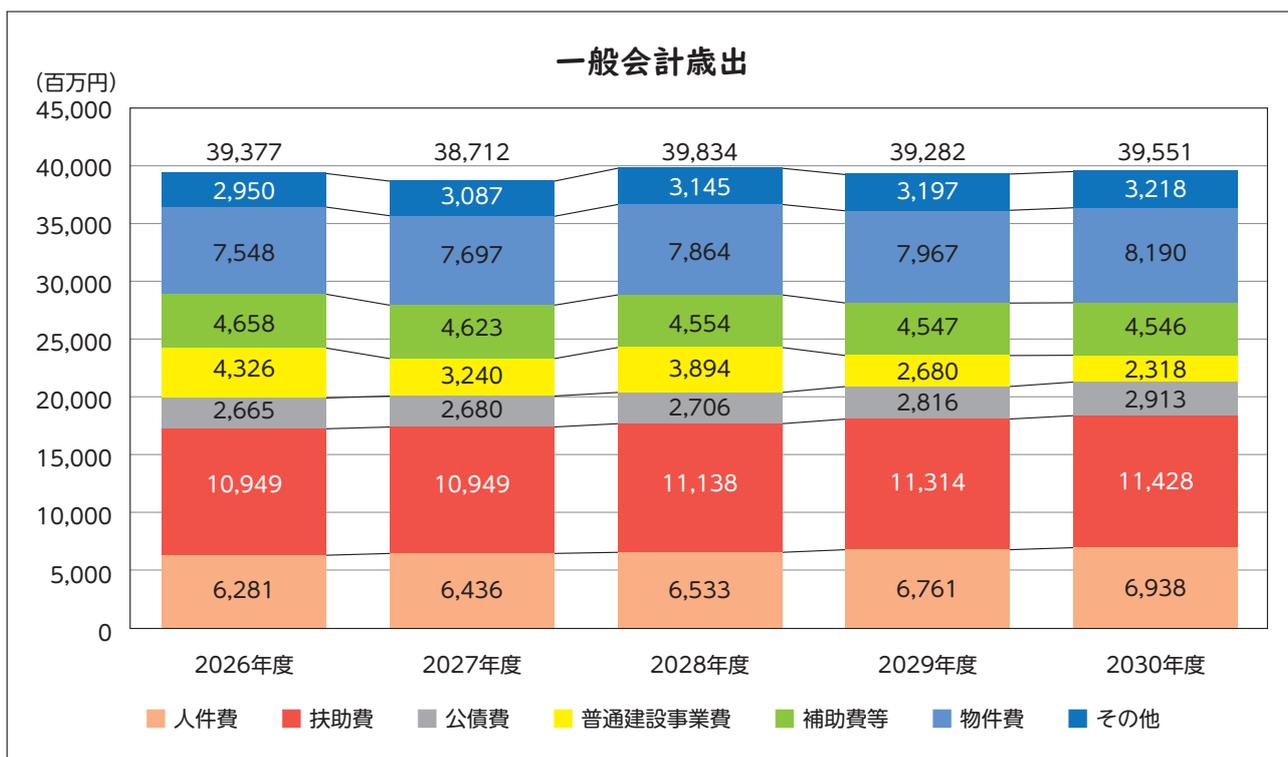
(2) 歳出

歳出についても歳入と同様に、過去の実績等を基に、令和8年度(2026年度)から令和12年度(2030年度)までの5年間について、一般会計を推計しました。

この5年間については、引き続き人件費・扶助費・公債費の義務的経費や物価高騰の影響による物件費の伸びが見込まれます。

単位：百万円

	令和8年度 (2026年度) 見込	令和9年度 (2027年度) 見込	令和10年度 (2028年度) 見込	令和11年度 (2029年度) 見込	令和12年度 (2030年度) 見込
人件費	6,281	6,436	6,533	6,761	6,938
扶助費	10,949	10,949	11,138	11,314	11,428
公債費	2,665	2,680	2,706	2,816	2,913
普通建設事業費	4,326	3,240	3,894	2,680	2,318
補助費等	4,658	4,623	4,554	4,547	4,546
繰出金	2,056	2,174	2,212	2,242	2,242
物件費	7,548	7,697	7,864	7,967	8,190
積立金	55	55	55	55	55
その他	839	858	878	900	921
合計	39,377	38,712	39,834	39,282	39,551



3

前期基本計画とSDGs

(1) 持続可能な開発目標SDGsのまちづくりの視点

国際連合(国連)では、持続可能な開発目標(SDGs)^(注)について、「すべての人々にとってよりよい、より持続可能な未来を築くための青写真」であるとし、「貧困や不平等、気候変動、環境劣化、繁栄、平和と公正など、私たちが直面するグローバルな諸課題の解決」を目指すとしています。また、誰一人置き去りにしないために、令和12年(2030年)までに17の目標と169のターゲットを達成することが重要であるとしています。

本計画に掲げる各基本施策とSDGsの17の目標との関係を明示し、SDGsの理念を取り込みながら市政運営に取り組むこととします。

● 持続可能な開発目標 (SDGs) の詳細



目標1 [貧困]
あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる



目標3 [保健]
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



目標5 [ジェンダー]
ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う



目標7 [エネルギー]
すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する



目標9 [インフラ、産業化、イノベーション]
強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る



目標11 [持続可能な都市]
包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する



目標13 [気候変動]
気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



目標15 [陸上資源]
陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する



目標17 [実施手段]
持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する



目標2 [飢餓]
飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する



目標4 [教育]
すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



目標6 [水・衛生]
すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



目標8 [経済成長と雇用]
包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する



目標10 [不平等]
国内及び各国家間の不平等を是正する



目標12 [持続可能な消費と生産]
持続可能な消費生産形態を確保する



目標14 [海洋資源]
持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



目標16 [平和]
持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

(注) SDGs Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略。2015年9月の国連サミットで採択された2030年までに達成を目指す国際目標のこと。

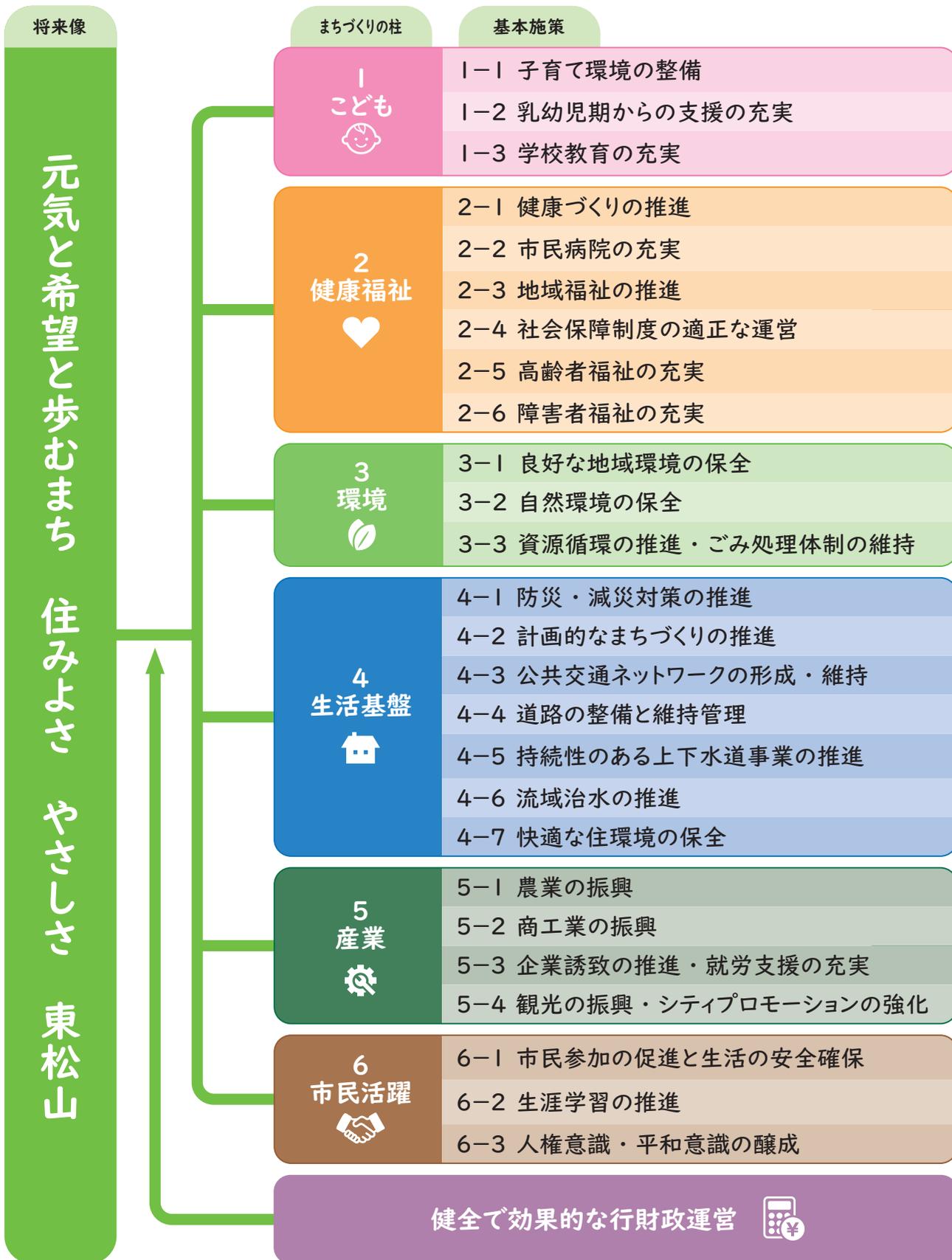


(2) 各基本施策とSDGsの関係

SDGs 17の目標	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	
まちづくりの柱1 子ども																		
1-1 子育て環境の整備	○		○	○	○			○			○						○	
1-2 乳幼児期からの支援の充実		○	○	○				○										
1-3 学校教育の充実	○		○	○	○					○								○
まちづくりの柱2 健康福祉																		
2-1 健康づくりの推進		○	○			○												
2-2 市民病院の充実			○															
2-3 地域福祉の推進	○		○	○	○			○		○	○							
2-4 社会保障制度の適正な運営	○	○	○					○		○								
2-5 高齢者福祉の充実	○	○	○	○				○		○	○							
2-6 障害者福祉の充実	○	○	○					○	○	○	○							
まちづくりの柱3 環境																		
3-1 良好な地域環境の保全			○			○	○		○		○	○	○					
3-2 自然環境の保全			○			○					○		○		○			
3-3 資源循環の推進・ごみ処理体制の維持							○		○		○	○	○	○	○			
まちづくりの柱4 生活基盤																		
4-1 防災・減災対策の推進					○	○				○		○						
4-2 計画的なまちづくりの推進			○						○		○		○		○			○
4-3 公共交通ネットワークの形成・維持			○								○							
4-4 道路の整備と維持管理									○		○							
4-5 持続性のある上下水道事業の推進						○			○		○							
4-6 流域治水の推進									○		○		○					
4-7 快適な住環境の保全	○										○							
まちづくりの柱5 産業																		
5-1 農業の振興		○							○	○			○	○		○		
5-2 商工業の振興									○	○			○					
5-3 企業誘致の推進・就労支援の充実									○	○			○					
5-4 観光の振興・シティプロモーションの強化									○	○			○					
まちづくりの柱6 市民活躍																		
6-1 市民参加の促進と生活の安全確保										○	○						○	
6-2 生涯学習の推進			○	○						○					○			○
6-3 人権意識・平和意識の醸成	○				○					○	○						○	



4 施策体系図



施策

- | | | |
|------------------------------|-----------------------------|---------------------------------------|
| ① 子育て支援の充実
④ 子育て家庭への経済的支援 | ② 相談体制の充実 | ③ こどもの安全確保 |
| ① 保育・就学前教育の充実 | ② 多様な保育サービスの提供 | ③ 健やかな心と身体を育む基礎づくり |
| ① 確かな学力の育成
④ 学習環境の整備 | ② 健やかな心身の育成
⑤ 学校と地域の連携推進 | ③ 多様なニーズに対応した教育の推進
⑥ 安全で安心な学校給食の充実 |

- | | | |
|----------------------------------|---------------|-------------------|
| ① 健康増進と疾病予防の推進 | ② 歯科口腔保健の推進 | ③ 地域医療体制の充実 |
| ① 診療体制の充実
④ 施設・設備の充実と老朽化対策の推進 | ② 病院経営の強化 | ③ 医療機能の分化と連携の推進 |
| ① 地域社会のネットワーク化の推進 | ② 包括的な支援体制の強化 | ③ 孤独・孤立対策と権利擁護の推進 |

- ① 生活保護制度・生活困窮者自立支援制度の適正な運営 ② 国民健康保険制度・後期高齢者医療制度の適正な運営

- | | | |
|-------------------------------------|--------------|------------|
| ① 介護予防の推進と社会参加の促進
④ 介護保険制度の適正な運営 | ② 医療と介護の連携強化 | ③ 認知症対策の推進 |
|-------------------------------------|--------------|------------|

- | | | |
|----------------|-----------|-----------|
| ① とともに暮らす社会の実現 | ② 生活支援の充実 | ③ 就労支援の充実 |
|----------------|-----------|-----------|

- | | | |
|---------------------------------|---------------|------------------------|
| ① 環境に対する市民意識の向上 | ② 地球温暖化対策の推進 | |
| ① 環境保全の活動推進 | ② 豊かな自然の活用 | ③ 特定外来生物への対応強化 |
| ① ごみの減量と3Rの推進
④ 災害廃棄物処理体制の強化 | ② 家庭ごみ収集体制の強化 | ③ ごみ処理施設の適正な管理と新たな施設整備 |

- | | | |
|---------------------------------|--|---------------------|
| ① 地域防災力の強化 | ② 危機管理体制の強化 | |
| ① 持続性の高いまちづくり | ② 市街地の整備と中心市街地の活性化 | ③ 安全で質の高い公園・緑地の維持管理 |
| ① 持続的な地域公共交通の形成・維持 | ② 移動制約者に対する公共交通の利便性向上 | |
| ① 生活道路の整備 | ② 橋梁の強靱化と適正な維持管理 | ③ 安全で快適な道路の維持管理 |
| ① 水道事業の安定的な経営
④ 下水道施設の計画的な整備 | ② 下水道事業の安定的な経営
⑤ 生活排水処理施設の適正な維持管理と統廃合 | ③ 水道施設の最適化と適正な維持管理 |
| ① 雨水浸水対策の強化 | ② 河川等の適正な維持管理 | ③ 計画的な河川整備の促進 |
| ① 安心できる住まいの確保 | ② 空き家対策の推進 | |

- | | | |
|------------------|------------------|-----------------------|
| ① 多様な担い手の育成・確保 | ② 農地の保全と活用 | ③ 多彩で魅力的な農業の推進 |
| ① 商店街の活性化支援 | ② 地場製品のブランド力強化 | ③ 商工業者の経営基盤安定化支援と創業支援 |
| ① 強みを生かした企業誘致の推進 | ② 企業と働く力のマッチング支援 | |
| ① 観光資源の活用と周遊性の向上 | ② シティプロモーションの強化 | |

- | | | |
|---|--|-----------------------------------|
| ① 地域活動の促進と担い手支援
④ 消費者トラブルの解消と相談体制の充実 | ② 多文化共生の推進 | ③ 防犯意識の向上と交通安全意識の啓発 |
| ① 学びの機会の充実
④ 文化・芸術活動の促進 | ② ウォーキングの推進と日本スリーデーマーチの充実
⑤ 文化財の保存と継承 | ③ スポーツを楽しむ環境づくりの推進
⑥ 文化財の啓発と活用 |
| ① 人権意識の向上 | ② 男女共同参画の推進 | ③ 平和意識の醸成 |

取組① 財政基盤の強化と効果的な予算執行
取組④ 窓口手続の利便性向上
取組⑦ 適切な人事管理と人材育成

取組② 公共施設マネジメントの推進
取組⑤ 適正な賦課・徴収の実施

取組③ 広報・広聴の充実
取組⑥ 担い手確保と効果的な公共調達の推進



5 分野別計画

基本構想で掲げたまちの将来像である「元気と希望と歩みまち 住みよさ やさしさ 東松山」の実現に向け、まちづくりの柱（分野）ごとに施策の方向性を示します。

まちづくりの柱に連なる基本施策ごとに見開き2ページで構成し、内容については、以下のとおりです。

① 目指すべきまちの姿	各施策の取組を進めることで実現していく基本施策における「目指すべきまちの姿」を掲げます。
② 現状・課題	市の現状・課題を整理し、示します。
③ 今後の方向性	現状・課題に対する計画期間での施策の方向性を示します。
④ 評価指標	各施策の取組に対する客観的な評価を行うため、一つの施策に対し一つの指標を設定します。原則として現状値は令和6年度末、目標値は令和12年度末となります。なお、毎年度の指標の状況については、実施計画にて進行管理を行います。
⑤ 関連計画	基本施策に関連する計画を示します。 (該当する計画がないものは表示なし)

基本施策1-1 子育て環境の整備

① 目指すべきまちの姿

きめ細やかな支援と地域の人々のやさしさに包まれながら安心して子育てができる環境の中で、こどもの笑顔と希望があふれるまち

② 現状・課題

少子化や家族構成の多様化、デジタル化の進展などを背景に、子育て家庭の生活スタイルや働き方は大きく変化した。こどもや子育てを取り巻く環境は多様化・複雑化しています。ファミリー・サポート・センターや地域子育て支援拠点、放課後こども教室など、子育てを支える基盤を整備してきましたが、各家庭の状況に応じた柔軟な対応や質の高いサービスを受けられる環境の更なる充実が求められています。

③ 今後の方向性

子育てに関する相談や情報提供を行う「子育て何でも相談窓口」としての役割を担う子育てコンシェルジュや子ども家庭支援員、心理相談支援員を配置し、子育て世帯が抱える悩みや不安に的確に対応するための相談体制を維持します。また、子育て支援アプリの活用や、子育てハンドブックの定期的な更新により、必要とする情報を効果的に発信します。

④ 評価指標

現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
58.8%	64.0%

⑤ 関連計画

東松山市こども計画
第3期東松山市教育大綱
第6次ひがしまつやま共生プラン

第三次市民福祉プラン後期計画
第3期東松山市教育振興基本計画
第三次東松山市地域福祉計画

(注) リフレクチャット
在宅子育て世帯のケアレスレスの機会を確保及び育児負担の軽減を図り、子育てしやすい環境づくりを推進することを目的とした、一時保育等の子育て支援サービスを利用できるチャットのこと。

5 分野別計画

まちづくりの柱 1

こども



目指すべきまちの姿

健やかに育ち、将来に希望を持って成長できるまち

安心してこどもを育てられる環境を整備するとともに、未来を担う人材を育成するための教育環境づくりや成長段階に応じた若者支援を通じて、こどもたちが笑顔でのびのびと健やかに成長し、豊かな心を育むまちを目指します。

基本施策1-1	子育て環境の整備	36
基本施策1-2	乳幼児期からの支援の充実	38
基本施策1-3	学校教育の充実	40

基本施策1-1 子育て環境の整備

目指すべきまちの姿

きめ細やかな支援と地域の人々のやさしさに包まれながら安心して子育てができる環境の中で、こどもの笑顔と希望があふれるまち



現状・課題

施策① 子育て支援の充実

少子化や家族構成の多様化、デジタル化の進展などを背景に、子育て家庭の生活スタイルや働き方は大きく変化し、こどもや子育てを取り巻く環境は多様化・複雑化しています。ファミリー・サポート・センターや地域子育て支援拠点、放課後こども教室など、子育てを支える基盤を整備してきましたが、各家庭の状況に応じた柔軟な対応や質の高いサービスを受けられる環境の更なる充実が求められています。

施策② 相談体制の充実

窓口での対面による対応のほか、電話・オンラインや地域子育て支援拠点等への出張相談など、利用者のニーズに応じた多様な相談体制を確保しています。引き続き、子育て家庭が子育てに関する情報を必要ときに適切に受け取り、困りごとや悩みごとなどの不安を解消できる体制を充実させていくことが必要です。

施策③ こどもの安全確保

多様な相談環境や通報後の即応体制を整え、DV（ドメスティックバイオレンス）による児童虐待などのこどもの命に関わる重大な事案の発生防止に取り組んでいます。かけがえのない命を守るため、虐待が疑われる場合に相談しやすい体制を維持するとともに、関係機関による対応力を向上させていく必要があります。

施策④ 子育て家庭への経済的支援

こどもの貧困が社会問題となっており、令和4年国民生活基礎調査ではおよそ9人に1人のこどもが貧困状態にあるとされています。経済的な負担の増加が、非正規雇用や収入が不安定な家庭、ひとり親家庭の子育て環境に影響を与えていることから、引き続き必要に応じて経済的に支援する取組が求められています。



今後の方向性

施策① 子育て支援の充実

ホームページやSNS、子育て支援アプリなどの様々な媒体を活用し、子育て家庭が必要とする制度や情報を積極的に周知することで、子育て支援サービスを円滑に利用できる環境を整えます。また、多様化・複雑化する子育てニーズや在宅で子育てをする家庭などに対し、個々の状況に応じた対応を強化するとともに、子育て支援センターでのより質の高いサービス提供を通じて、子育てに対する安心感や満足度を高めます。

指標

リフレッシュチケット（注）利用率（増加）

現状値
（令和6年度）
58.8%

目標値
（令和12年度）
64.0%

施策② 相談体制の充実

子育てに関する相談や情報提供を行う「子育て何でも相談窓口」としての役割を担う子育てコンシェルジュや子ども家庭支援員、心理担当支援員を配置し、子育て世帯が抱える悩みや不安にきめ細やかに対応するための相談体制を維持します。また、子育て支援アプリの活用や、子育てハンドブックの定期的な更新により、必要とする情報を効果的に発信します。

指標

子育てについての情報提供や相談できる場があると感じる市民の割合（増加）

現状値
（令和6年度）
80.9%

目標値
（令和12年度）
83.0%

施策③ こどもの安全確保

こども家庭センターを中心に、母子保健と児童福祉の情報共有・連携を強化し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへの一体的な相談支援を継続していくことで総合相談窓口としての役割を果たします。また、要保護児童対策地域協議会において、関係機関との情報共有を図り、児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応に取り組みます。

指標

通報から48時間以内に目視により安全確保を確認した割合（維持）

現状値
（令和6年度）
100%

目標値
（令和12年度）
100%

施策④ 子育て家庭への経済的支援

こどもの健やかな成長を支えるため、児童手当や児童扶養手当、こども医療費、ひとり親家庭等医療費など、子育て家庭への経済的支援を継続して実施します。また、経済的な理由により就学や進学が困難なひとり親家庭に対し、各種経済的支援について周知を図り、必要な制度を活用できる環境を整えます。

指標

子育て環境が整っていると感じる市民の割合（増加）

現状値
（令和6年度）
40.5%

目標値
（令和12年度）
45.0%

関連計画

東松山市こども計画
第3期東松山市教育大綱
第6次ひがしまつやま共生プラン

第三次市民福祉プラン後期計画
第3期東松山市教育振興基本計画
第三次東松山市地域福祉計画

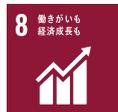
（注）リフレッシュチケット

在宅子育て家庭のリフレッシュの機会の確保及び育児負担の軽減を図り、子育てしやすい環境づくりを推進することを目的とした、一時保育等の子育て支援サービスを利用できるチケットのこと。

基本施策1-2 乳幼児期からの支援の充実

目指すべきまちの姿

多様化する保育ニーズに応じたサービスが提供され、仕事と子育てが両立し、こどもを安心して育てられるまち



現状・課題

施策① 保育・就学前教育の充実

宅地開発による転入人口の動向や社会経済の状況により保育ニーズが流動化し、それに伴って待機児童数が増減を繰り返す状況にあります。希望する保育園に入園することができないケースが生じていることなどを踏まえ、様々な保育ニーズへの対応に取り組む必要があります。また、子育て家庭の生活スタイルや働き方の多様化により、保育園へのニーズが高まっている一方で、幼稚園では定員に空きが生じており、需要と供給のバランスが課題となっています。

施策② 多様な保育サービスの提供

早朝・深夜の勤務や、不規則な就労状況が影響し、保育ニーズが多様化しています。また、小学校の児童数は減少傾向にあるものの、共働き世帯などの増加によって、放課後児童クラブのニーズは高まっており、待機児童数は増加傾向にあります。特に夏休みなどの長期休業期間中におけるニーズへの対応が課題となっていることから、仕事と子育てが両立できるよう保育環境を整える必要があります。

施策③ 健やかな心と身体を育む基礎づくり

野菜づくりや調理体験、食育だよりの配布などを通じて、正しい食の知識の習得を支援しています。また、日常保育の中に歩いて育む「歩育」の考え方を取り入れることで、こどもたちの心身の成長や発達を促しています。健やかな心と身体を育む基礎づくりに向け、引き続き乳幼児期から正しい食習慣や歩く習慣を身に付けるための取組を推進する必要があります。



今後の方向性

施策① 保育・就学前教育の充実

保育の受け皿を拡大するため、幼稚園の認定こども園（注1）等への移行支援や、小規模保育事業（注2）の充実、保育園の定員弾力化を進め、特に受入れ枠が不足している低年齢児へのサービス拡充に取り組めます。

指標

認可保育施設待機児童数（維持）

現状値
（令和6年度）
0人

目標値
（令和12年度）
0人

施策② 多様な保育サービスの提供

保護者の多様な保育ニーズに対応するため、通常保育・延長保育・一時保育・休日保育等に加え、病児保育を継続して実施します。また、放課後児童クラブの待機児童対策として、学校の特別教室を活用したこどもの居場所づくりや、夏季休業期間における通学区域を越えた受入れなどにより、保護者の就労継続を支援します。

指標

放課後児童クラブの待機児童数（減少）

現状値
（令和6年度）
69人

目標値
（令和12年度）
35人

施策③ 健やかな心と身体を育む基礎づくり

こどもたちが野菜の栽培や収穫を体験することで食べ物に興味を持ち、食べることへの意欲と感謝の心を育む環境づくりを進めます。また、保育園や幼稚園、認定こども園に日本スリーデーマーチへの参加を呼びかけながら、歩育事業の周知・定着を図ります。

指標

歩育事業を実施する保育施設数（増加）

現状値
（令和6年度）
16施設

目標値
（令和12年度）
25施設

関連計画

東松山市こども計画

第3期東松山市教育振興基本計画

第6次ひがしまつやま共生プラン

第3次ひがしまつやま健康プラン21

（注1）認定こども園

幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、幼児教育と保育を一体的に提供する施設のこと。

（注2）小規模保育事業

平成27年4月から始まった子ども・子育て支援新制度の中で、市町村の認可事業（地域型保育事業）の1つとして新たに創設された事業のこと。0歳児から2歳児までを対象とした、定員19人以下の小規模な施設であり、規模の特性を生かしたきめ細やかな保育を実施している。

基本施策1-3 学校教育の充実

目指すべきまちの姿

学校・家庭・地域が協力し、豊かな人間性が育まれ、未来の社会の担い手として多様な能力を発揮することもが育つまち



現状・課題

施策① 確かな学力の育成

学校では、日々の授業改善や家庭学習の推進、授業研究会等を通じ、児童生徒の学力向上と教員の資質・能力の向上に取り組んでいます。変化の激しい社会を生き抜くため、児童生徒には基礎的な知識や技能とともに、柔軟かつ創造的な対応力の習得が求められています。これらを育成するため、教員の指導力の向上が必要不可欠となっています。

施策② 健やかな心身の育成

社会の多様化が進む中で、児童生徒一人ひとりが他者を理解・尊重し、知識や考えを共有するためには、対話や協働を通じて豊かな人間性や社会性を育む必要があります。また、生涯にわたって健康な生活を送るための身体の基礎をつくるため、体育授業や健康・安全教育を充実させる必要があります。

施策③ 多様なニーズに対応した教育の推進

不登校や障害のある児童生徒への対応、経済的に困窮する家庭や日本語指導が必要な児童生徒への支援など、教育をめぐるニーズは多様化しています。これらの多様なニーズに的確に応えられるよう、児童生徒一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな支援と、相談しやすい体制や環境の整備が求められています。

施策④ 学習環境の整備

施設管理体制の強化を図るため、民間事業者に一括して学校施設の管理を委託する包括管理業務を令和7年度から導入し、老朽化が進む施設の効率的な管理及び安全性の向上に取り組んでいます。また、中学校において学級編制基準が現行の40人から35人に引き下げられたことを受け、新たな教室の確保及び施設整備を行っていく必要があります。

施策⑤ 学校と地域の連携推進

未来を担うこどもたちを学校と地域が一体となって支えていくことの重要性が高まっている中、通学路の見守り活動や学校応援団(注1)など活動の担い手の高齢化が進んでいることから、学校と地域住民が持続的に協力し合える体制を構築していく必要があります。

施策⑥ 安全で安心な学校給食の充実

学校給食を毎日安心して提供できるよう献立の工夫や調理体制の確保に取り組むとともに、老朽化が進む学校給食センターの施設・設備を計画的に改修更新していく必要があります。また、学校給食は、単に食事を提供するだけでなく、児童生徒の健康やマナーの習得など、心身の健全な成長を支えるうえで重要な役割を担っていることから、食育を推進する必要があります。

(注1) 学校応援団

学校における学習活動、安全確保、環境整備などについて、ボランティアとして協力・支援を行う保護者や地域住民による活動組織のこと。

(注2) 埼玉県学力・学習状況調査

埼玉県内の公立小中学校の、小学校4年生から中学校3年生までの児童生徒を対象に、毎年実施されている学力と生活習慣等の調査のこと。学習内容の定着状況と、児童生徒一人ひとりの学力の伸びの経年変化を把握し、指導の充実に役立てることを目的として行われている。

(注3) 規律ある態度の項目

①登校時刻 ②授業開始時刻 ③靴そろえ ④整理整頓 ⑤あいさつ ⑥返事 ⑦いけない言葉つかい ⑧やさしい言葉つかい ⑨学習準備 ⑩話を聞き発表する ⑪集団の場での態度 ⑫清掃・美化活動

(注4) 校内教育支援センター

児童生徒が学級へ入室困難な場合等に利用できる、個々の状況に応じた支援等を行う教室のこと。



今後の方向性

施策① 確かな学力の育成

児童生徒一人ひとりに応じたきめ細やかな指導や主体的に問題解決するための思考力、判断力、表現力などが身に付く教育を実践するとともに、デジタル化などに対応できる力の育成に取り組みます。また、教育の質の向上を図るため、教員の経験年数に応じた指導、研修体制を充実させるとともに、児童生徒と向き合う時間を確保できるよう、教職員の働き方改革を推進します。

指標

「埼玉県学力・学習状況調査(注2)」において学力を伸ばした児童生徒の割合(増加)

現状値(令和6年度)
65.8%

目標値(令和12年度)
68.3%

施策② 健やかな心身の育成

児童生徒が事故や事件に巻き込まれないよう、社会に潜む危険に関する啓発活動や、人権を尊重した教育を計画的に推進します。また、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向け組織的取組を進めます。さらに、保護者・学校が互いに情報を共有しながら、児童生徒の健康づくりに取り組みます。

指標

「埼玉県学力・学習状況調査」において規律ある態度の項目(注3)を8割以上達成した児童生徒の割合(増加)

現状値(令和6年度)
82.3%

目標値(令和12年度)
87.5%

施策③ 多様なニーズに対応した教育の推進

児童生徒の多様な教育的ニーズに対応するため、家庭や地域、関係機関との連携を強化し、教育相談体制の充実に取り組みます。また、全ての市立小・中学校に設置した校内教育支援センター(注4)の環境を充実させ、不登校の初期段階にある児童生徒に対し、早期の支援を行います。

指標

不登校(病気以外で年間30日以上)の児童生徒数(減少)

現状値(令和6年度)
216人

目標値(令和12年度)
195人

施策④ 学習環境の整備

老朽化が進む学校施設を計画的に改修し、児童生徒が安全に安心して学べる環境を確保します。また、中学校における35人学級の実現に向けて必要な教室の確保をはじめとした施設整備等を行い、学習環境の向上に取り組みます。

指標

劣化状況評価でD評価を受けた部位を有する学校数(減少)

現状値(令和6年度)
2校

目標値(令和12年度)
0校

施策⑤ 学校と地域の連携推進

保護者連絡システムや学校ホームページなどを活用し、教育活動の様子を積極的に家庭や地域に発信することで、学校に対する地域の理解の向上を図ります。また、学校運営や教育活動を学校と地域が協働しながら進めることで、社会に開かれた学校づくりを推進します。

指標

学校応援団の活動日数(維持)

現状値(令和6年度)
1,492日

目標値(令和12年度)
1,500日

施策⑥ 安全で安心な学校給食の充実

学校給食センターの施設・設備を計画的に更新することで、学校給食の安定供給を維持するとともに、地場産の農作物の活用や、農薬・化学肥料の使用量を低減させた食材の活用の拡大を図ります。また、栄養教諭等による授業や試食会を通じた食育を推進します。

指標

食育指導実施回数(増加)

現状値(令和6年度)
63回

目標値(令和12年度)
73回

関連計画

第3期東松山市教育大綱
第3期東松山市教育振興基本計画

まちづくりの柱 2

健康福祉



目指すべきまちの姿

人とつながり、安心して自分らしく暮らせるまち

ウォーキングを生かした健康づくりや、医療・福祉・介護の連携を通じて、住み慣れたまちで誰もが生きがいを持って健やかに暮らせるまちを目指します。

また、人と人、人と社会とのつながりを尊重し、互いに支え合う、やさしさにあふれる地域福祉の実現を目指します。

基本施策2-1	健康づくりの推進	44
基本施策2-2	市民病院の充実	46
基本施策2-3	地域福祉の推進	48
基本施策2-4	社会保障制度の適正な運営	50
基本施策2-5	高齢者福祉の充実	52
基本施策2-6	障害者福祉の充実	54

基本施策2-1 健康づくりの推進

目指すべきまちの姿

健康に関心を持ち、ライフステージに応じて自ら健康づくりに取り組む元気な市民が暮らすまち



現状・課題

施策① 健康増進と疾病予防の推進

乳幼児期から高齢期まで誰もがいきいきとした生活を送るためには、自分自身に合った健康管理習慣を身に付け、日頃から健康づくりを心がけて、ウォーキングをはじめとする運動などの疾病に対する予防活動を実践することが必要です。本市では、日本人の死因の第1位である「がん」の早期発見・早期治療に向けた様々ながん検診を実施していますが、受診率は県全体の数値を下回っています。また、感染症対策に取り組んでいる市民の割合は一時期9割台だったものが、現在は7割台にまで落ち込んでおり、感染症対策に対する市民意識の低下が懸念されています。

施策② 歯科口腔保健の推進

2歳児歯科健診の受診率は9割を超えており、こどもとその保護者に対する歯科口腔保健の取組は充実しています。歯科口腔を健全に保つことは、食べる喜びや話す楽しみなどの精神的な健康に加え、生活習慣病や全身の様々な疾患に影響を与えることが明らかになっています。このため、こどもから高齢者まで、幅広い世代で歯科疾患の予防などの口腔保健を推進していく必要があります。

施策③ 地域医療体制の充実

本市では、市内及び比企地域の医療機関と連携し、こども夜間救急センターや休日夜間救急診療所、休日当番医制など、初期救急医療体制(注1)を整備するとともに、二次救急医療(注2)として、認定救急病院(注3)で構成する病院群輪番制(注4)の下、重症救急患者の受入れを行っています。引き続き、身近な受診先としての「かかりつけ医」の普及、小児医療や救急医療体制の整備など、地域医療体制の充実が求められています。

(注1) 初期救急医療体制

手術や入院を伴わない救急医療を提供する体制のこと。

(注2) 二次救急医療

手術や入院治療を要する重症患者に対して提供される医療のこと。

(注3) 認定救急病院

都道府県知事から救急病院等としての要件を満たしていると認定を受けた病院のこと。

(注4) 病院群輪番制

休日や夜間における重症患者を区域内の複数の救急病院が当番制で受入れる制度のこと。



今後の方向性

施策① 健康増進と疾病予防の推進

対象者への個別通知やイベント時における受診勧奨パンフレットの配布のほか、がん検診の実施方法の見直しを行うことで、受診率の向上を目指します。また、専門職による助言、指導、相談を充実させ、市民の主体的な健康づくりを支援します。感染症予防や健康づくりに関しては、広報紙やホームページ、SNSによる情報発信や、イベントの機会を捉えて周知啓発に取り組み、健康教室等の開催と合わせて、市民の健康寿命の延伸につなげます。

指標

健康づくりのために日頃から心がけていることがある市民の割合（維持）

現状値
（令和6年度）
94.0%

目標値
（令和12年度）
95.0%

施策② 歯科口腔保健の推進

2歳児歯科健診やファミリー歯科健診、大人のための健康歯援プログラム（注5）、在宅訪問歯科事業など、全世代の市民に向けた口腔健康保持の取組を推進します。また、乳幼児期から高齢者までの各ライフステージにおける歯と口の特徴を踏まえ、世代に合わせた情報提供や普及啓発を行い、口腔機能の維持や、フレイル予防（注6）につなげます。

指標

2歳児歯科健診受診率（維持）

現状値
（令和6年度）
96.5%

目標値
（令和12年度）
97.0%

施策③ 地域医療体制の充実

地域の救急医療体制の維持・向上に取り組み、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことのできるまちを目指します。また、高齢化により増えていく医療需要に対応していくため、引き続き医療機関等と連携し、身近な受診先である「かかりつけ医」の普及や、地域医療体制の充実を図ります。

指標

二次救急の連携医療機関数（維持）

現状値
（令和6年度）
7 機関

目標値
（令和12年度）
7 機関

関連計画

第3次ひがしまつやま健康プラン21
第3期東松山市スポーツ推進計画
東松山市新型インフルエンザ等対策行動計画

（注5）大人のための健康歯援プログラム

口腔の健康維持を通して生活習慣病予防への関心を促し、健康寿命の延伸を目的に実施する成人歯科保健指導のこと。

（注6）フレイル予防

加齢に伴う心身の機能低下を未然に防ぐこと。

基本施策2-2 市民病院の充実

目指すべきまちの姿

救急医療体制や診療体制が整い、
充実した医療サービスを受けることができるまち



現状・課題

施策① 診療体制の充実

市民病院は川越比企保健医療圏内唯一の公立病院であり、多くの診療科を有する身近な総合病院として、市民に医療を提供しています。近年は、全国的な医師偏在の影響を受け、一部の診療科では常勤医師が不在となるなど、医療提供体制の不足解消に取り組む必要があります。

施策② 病院経営の強化

職員の賃金上昇や物価高騰の影響を受け、人件費や経費がかさむ一方、病床利用率の低下により病院収支は赤字となっていることから、収益の向上に向けた取組が必要です。また、患者に選ばれる病院を目指して、人材の確保や地域のニーズに合わせた医療機能の再編を図り、引き続き安定した医療を提供していく必要があります。

施策③ 医療機能の分化と連携の推進

近隣医療機関との情報共有を推進し、地域内で完結する質の高い医療提供体制が構築できるよう医療機関同士の連携を進めています。一方で、医療機能の重複が生じており、患者や医療資源が分散し、外来患者や入院患者は減少傾向にあることから、近隣医療機関との機能分化を進める必要があります。

施策④ 施設・設備の充実と老朽化対策の推進

市民病院本館は昭和61年(1986年)に竣工してから40年近くが経過し、老朽化や狭あい化が進んでいます。また、駐車場の慢性的な不足の解消や、導入から年数が経過している高度医療機器についても計画的な更新が必要となっています。



今後の方向性

施策① 診療体制の充実

大学病院や関連病院への医師派遣依頼、医師紹介業者の活用など、あらゆる手段を用いて常勤医師を確保することで、診療体制の基盤を強化します。また、急性期機能(注1)に欠かせない救急診療や緊急手術など幅広い診療ニーズへの対応力を高めます。

指標

常勤医師数(増加)

現状値
(令和6年度)
21人

目標値
(令和12年度)
26人

施策② 病院経営の強化

病床機能の再編、外科系医師の採用による手術件数の増加、経費や文書料の見直し、DXの推進などを通じて経営効率の向上を目指します。また、地域のニーズに合わせた医療機能の再編を進めるとともに、組織や事業運営体制の見直しに取り組み、利用者数の増加と収益の向上を図ります。

指標

一般病床利用率(増加)

現状値
(令和6年度)
58.2%

目標値
(令和12年度)
85.0%

施策③ 医療機能の分化と連携の推進

医療機関同士の情報共有や、退院調整機能の充実を図り、回復期病院・介護施設との連携を強化することで、入院から在宅・施設への円滑な移行を支援します。また、市民病院の役割を明確にしながら、近隣病院や開業医との紹介・逆紹介率(注2)を高め、地域医療連携を強化します。

指標

逆紹介率(増加)

現状値
(令和6年度)
30.6%

目標値
(令和12年度)
35.0%

施策④ 施設・設備の充実と老朽化対策の推進

老朽化した施設・設備に対して、財源を含めた長期的な視点に立ち、計画的に更新・整備することで、安全性と医療水準の維持・向上を図ります。また、来院者用駐車場の慢性的な不足を解消するための取組を進めます。

指標

有形固定資産減価償却率(注3)(維持)

現状値
(令和6年度)
61.14%

目標値
(令和12年度)
60.0%

関連計画

東松山市立市民病院経営強化プラン

(注1) 急性期機能

病状が不安定で緊急性が高いため、24時間体制での観察や検査、処置が必要となる患者に対し、病状の早期安定化を目的とした医療を提供する機能のこと。CTやMRI、人工呼吸器などの高度な医療機器が整備され、医師、看護師、診療放射線技師など多職種が連携して治療に当たる。

(注2) 逆紹介率

初診患者と再診患者に対し、他の医療機関へ紹介した患者の割合のこと。算出方法は、逆紹介患者数÷(初診患者数+再診患者数)×1,000で算出する。高度な医療を提供する医療機関にだけ患者が集中することを避け、症状が軽い場合は「かかりつけ医」を受診し、そこで必要があると判断された場合に高い機能を持つ病院を紹介する。その後、治療を終え症状が落ち着いた後に、「逆紹介」して地域医療へ戻すという、医療機関間の連携の度合いを示すもの。

(注3) 有形固定資産減価償却率

土地を除く有形固定資産(建物や設備など)の取得価額のうち、減価償却累計額がどのくらいの割合を占めるかを示す指標のこと。この率が高いほど、資産の老朽化が進んでいることを意味している。

基本施策2-3 地域福祉の推進

目指すべきまちの姿

支え合いの輪が広がり、人と人が互いに
つながることで、住み慣れた地域で誰もが
自分らしく暮らせるまち



現状・課題

施策① 地域社会のネットワーク化の推進

本市では、自治会や民生委員・児童委員、社会福祉法人、NPO、企業など、多様な担い手が地域福祉活動を行っています。活動内容は、見守りや声かけ、福祉サービスの提供、行事やイベントの運営など多岐にわたっており、市民の生活を支える重要な役割を担っています。その一方で、高齢化による担い手不足が顕在化していることから、これらの活動をより効果的に行うため、地域の多様な担い手同士が連携し、協力する仕組みが必要です。

施策② 包括的な支援体制の強化

本市では、生活困窮、高齢、障害、こどもなど、福祉分野ごとに包括的な支援体制を構築し、必要な相談対応や福祉サービスの提供を行っています。その一方で、複合的で分野横断的な課題や、制度の狭間にある課題が増えつつあり、困難な課題を抱えたケースに対して、支援機関同士の連携や支援対象の拡大などを通じて、より包括的・重層的・組織的に支援するための取組が求められています。

施策③ 孤独・孤立対策と権利擁護の推進

児童期から高齢期まで幅広い世代において、望まない孤独・孤立が社会問題となっている一方で、この問題に対する当事者や周囲の認知度は十分とはいえない状況です。初期段階で当事者が助けを求めたり、周囲が発見したりすることができずに、抱えている課題が深刻化してから相談に至るケースも増えており、早期の対応が求められています。



今後の方向性

施策① 地域社会のネットワーク化の推進

自治会や民生児童委員協議会連合会、社会福祉協議会等と協力することで、担い手を確保し、地域福祉活動の維持・充実を図ります。また、地域福祉に携わる当事者同士がつながる機会を積極的に設け、情報共有や課題解決のプロセスを通じて、それぞれが持つ強みや機能を最大限に活かす地域社会のネットワーク化を推進します。

指標

地域福祉活動に関する研修会等への参加団体数（増加）

現状値
（令和6年度）
6 団体

目標値
（令和12年度）
12 団体

施策② 包括的な支援体制の強化

相談者が抱える複合的な課題や制度の狭間にある課題に対して、より適切に対応するため、各分野の支援者が連携して対応する包括的な支援体制を強化します。また、困難な課題解決に当たる支援者が孤立しないよう、分野横断的な支援体制の強化を通じて、質の高い支援を協力して実施します。

指標

支援会議・事例検討の開催回数（増加）

現状値
（令和6年度）
12 回

目標値
（令和12年度）
24 回

施策③ 孤独・孤立対策と権利擁護の推進

市民や関係機関等に対し、望まない孤独・孤立の問題を周知啓発することで関心を高め、早期の適切な支援につなげます。また、当事者や周囲が困りごとを把握したときに、相談支援に速やかにつなげる環境を整えることで、孤独・孤立対策を推進します。さらに、成年後見センターでの相談体制を充実させ、市民後見人の養成などを通じて、認知機能の低下が懸念される高齢者や障害者の権利擁護を進めます。

指標

孤独・孤立対策に係る「つながりサポーター（注）」数【累計】（増加）

現状値
（令和6年度）
24 人

目標値
（令和12年度）
100 人

関連計画

第三次東松山市地域福祉計画
東松山市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）
東松山市成年後見制度利用促進基本計画

（注）つながりサポーター

孤独・孤立についての理解・意識や気運を社会全体で高めていくため、孤独・孤立の問題について知識を身につけ、身の回りの人に関心をもち、できる範囲で困っている人をサポートする人（サポーター）を養成するもの。日常の何気ない場面での気づきや声かけ等の意識づけを促し、声を上げやすい社会環境づくりをしていくための普及・啓発を主たる目的とする国の孤独・孤立政策の一環。

基本施策2-4 社会保障制度の適正な運営

目指すべきまちの姿

生活と健康を守り、その人に合った自立を目指し、誰もが適切な支援を受けられるまち



現状・課題

施策① 生活保護制度・生活困窮者自立支援制度の適正な運営

物価高騰や所得の伸び悩みなどにより、令和4年国民生活基礎調査では約7人に1人が相対的な貧困状態にあるとされており、生活保護などの公的な給付の対象となる人や、生活保護の基準は満たさないものの、生活に困窮し、就労や住まい、家計管理に関する支援を必要としている人が増えています。また、高齢や障害、疾病など個別性の高い課題を抱えた人も多いことから、その人に合った自立につなげるための分野横断的な支援の提供が必要です。

施策② 国民健康保険制度・後期高齢者医療制度の適正な運営

高齢化や医療の高度化などにより、一人当たりの医療費は増加傾向にあり、国民健康保険制度や後期高齢者医療制度の安定的な運営が課題となっています。特に、医療費全体に占める割合が比較的大きい生活習慣病については、定期的に健診を受けて健康状態を正しく把握することで、予防や早期発見・早期治療につなげることができます。本市の国民健康保険の特定健康診査受診率は上昇傾向にあり、国や県の平均値を上回っているため、引き続き健康意識の啓発や受診勧奨を通じて、この傾向を維持していく必要があります。



今後の方向性

施策① 生活保護制度・生活困窮者自立支援制度の適正な運営

ハローワークや商工会、企業などと連携を図り、地域での雇用の拡大を進め、生活保護受給者や生活困窮者の自立を支援するとともに、引き続き、生活保護の適正受給の確保と、被保護者への適切な生活支援に取り組みます。また、相談者が抱える課題の個別性を考慮し、個々の生活や経済状況に応じた本人主体の支援を行うことで、適正な制度運営を目指します。

指標

生活保護から就労自立した世帯数(増加)

現状値
(令和6年度)
22世帯

目標値
(令和12年度)
28世帯

施策② 国民健康保険制度・後期高齢者医療制度の適正な運営

安定的な制度運営のため、保険税(料)の早期納付の勧奨や滞納整理等を進め、必要な収入の確保に取り組みます。また、特定健康診査の受診率を更に向上させるため、「かかりつけ医」からの受診勧奨や地域活動団体への協力依頼など、関係機関との連携により、疾病の予防・早期発見による健康寿命の延伸と医療費の適正化を進めます。

指標

特定健康診査の受診率(増加)

現状値
(令和6年度)
44.6%

目標値
(令和12年度)
50.0%

関連計画

第三次東松山市地域福祉計画

第3期東松山市保健事業実施計画(データヘルス計画)

第4期東松山市特定健康診査等実施計画

基本施策2-5 高齢者福祉の充実

目指すべきまちの姿

高齢者が生きがいを持ちながら活躍し、
元気に暮らすことのできるまち



現状・課題

施策① 介護予防の推進と社会参加の促進

ハッピー体操(注1)をはじめとする様々な介護予防事業を展開していますが、高齢化が進む中で、より一層事業への参加率を高め、健康寿命の延伸につなげていく必要があります。また、高齢者が生きがいを持って自分らしく暮らしていくため、地域社会の様々な活動への参加機会を確保する必要があります。

施策② 医療と介護の連携強化

地域の医療・介護関係者が参画する協議会を通じて、医療職と介護職が共通認識の下、各種事業を展開するとともに、比企医師会在宅医療連携拠点と協働し、在宅医療などの相談や医療職と介護職の連携ツールであるMCS(注2)の普及啓発に取り組むなど、引き続き連携体制の強化を図っていく必要があります。

施策③ 認知症対策の推進

高齢化の進行に伴い、認知症高齢者の増加が見込まれている中、本市では70歳・75歳を対象に実施している認知症検診の受診率が横ばいとなっています。また、認知症に対する正しい知識と理解を持ち、認知症の人やその家族を支援する認知症サポーターの養成が進んでいることから、その活動に対する支援の充実が必要です。

施策④ 介護保険制度の適正な運営

本市の高齢化率は30%を超え、高齢者世帯が増加することで介護サービスの需要が一段と高まり、必要なサービス量の確保が難しくなっていくことが懸念されています。高齢者が住み慣れた場所で生きがいを持って暮らせるよう、サービス基盤の確保と安定的で持続可能な制度運営に取り組む必要があります。

(注1) ハッピー体操

リズムに合わせて楽しく身体を動かしながら、筋力やバランス・柔軟性を整え、全身機能の維持向上に効果のある介護予防体操のこと。

(注2) MCS

メディカルケアステーションの略。全国の医療介護の現場で利用されている地域包括ケア・多職種連携のためのコミュニケーションツールのこと。



今後の方向性

施策① 介護予防の推進と社会参加の促進

介護予防事業のサポーターやシニアボランティアの養成を継続するとともに、高齢者サロンなどの地域の通いの場におけるフレイル予防事業や、健康リスクが高い高齢者への個別支援を通じ、介護予防事業と保健事業が一体となった取組の充実を目指します。また、いきいきパス・ポイント（注3）の対象事業について、ハッピー体操などの健康づくり事業だけではなく、社会教育講座など多岐にわたる分野に展開することで、高齢者の社会参加の促進を図ります。

指標

一般介護予防事業参加者数（増加）

現状値
（令和6年度）
50,432人

目標値
（令和12年度）
58,000人

施策② 医療と介護の連携強化

医療や介護を必要とする状態になっても、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、比企医師会、比企郡市歯科医師会等の関係団体や比企地区8町村との連携の下、意見交換や研修等を通じて職種を越えた「顔の見える関係づくり」を進め、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制を強化します。

指標

多職種研修への参加者数（増加）

現状値
（令和6年度）
116人

目標値
（令和12年度）
130人

施策③ 認知症対策の推進

認知症の早期発見・早期対応を図るため、広報紙やいんふおメール等を活用し、認知症検診の受診者増加に取り組めます。また、認知症サポーターの養成や、ステップアップ講座を実施し、オレンジカフェ（注4）などの活動につなげるとともに、認知症の人とその家族に対する支援の充実を図ります。さらに、成年後見制度の周知を強化し、制度の利用を促進することで、認知症の人の権利擁護に取り組めます。

指標

認知症検診受診率（75歳）（増加）

現状値
（令和6年度）
11.6%

目標値
（令和12年度）
15.0%

施策④ 介護保険制度の適正な運営

介護サービス需要の増加を適正に見込み、介護人材の確保を含む介護サービスの基盤整備を進めます。また、介護予防から介護給付まで切れ目のない支援体制を確保することで、安定的で持続性の高い制度運営に取り組めます。

指標

要介護認定率（注5）（維持）

現状値
（令和6年度）
16.9%

目標値
（令和12年度）
18.7%

関連計画

第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

（注3）いきいきパス・ポイント

高齢者の外出意欲向上、健康増進を図り、社会参加及び生きがいづくりを推進する事業のこと。市が定める事業に参加しポイントを集めることで、奨励品（ぼたん圓）と交換できるほか、協賛店でカードを提示することで協賛店独自の特典サービスを受けることができる。

（注4）オレンジカフェ

認知症の人やその家族、地域住民、介護や福祉などの関係者が気軽に集い、情報交換や相談などができる場所のこと。

（注5）要介護認定率

65歳以上の高齢者のうち、要支援または要介護の認定を受けている人の割合のこと。

基本施策2-6 障害者福祉の充実

目指すべきまちの姿

障害者の社会参加が進み、障害の有無に関わらず、誰もが安心して、ともに暮らすことができるまち



現状・課題

施策① ともに暮らす社会の実現

地域社会が障害者を包容し、互いに認め合い支え合う共生社会の実現に向け、市民の理解を広げ、深めるとともに、支え合う地域づくりを進める必要があります。また、障害があっても住み慣れた地域で自分らしく生活を送ることができるよう、ハードとソフトの両面で環境整備に向けた取組を進める必要があります。

施策② 生活支援の充実

障害者支援に関わる人手不足が、サービスの質の低下や支援の継続性の確保に影響を与えることが懸念されています。また、障害の程度や年齢、状態など個々の支援ニーズに応じたサービスの充実と、地域による支え合いなどのインフォーマルな支援（注1）の充実が求められています。

施策③ 就労支援の充実

障害者就労支援センターザックと連携しながら障害者の就労支援を進めていますが、企業の経営環境の変化等により、福祉施設から一般就労する障害者数は増えていません。障害者の経済的自立度を高めるため、引き続き一般就労に向けた支援に取り組む必要があります。

（注1）インフォーマルな支援
法律や公的制度に基づくサービスや支援ではないこと。



今後の方向性

施策① ともに暮らす社会の実現

障害者理解に関する研修会・講習会などを継続することで市民の理解を広げ、共生社会の実現に向けた意識の醸成を図ります。また、手話通訳者やボランティアなど地域福祉の担い手養成に取り組み、地域の中で互いに見守り、関わり、支え合う環境づくりを進めます。さらに、バリアフリー化やユニバーサルデザイン(注2)の導入を進めるとともに、コミュニケーション支援の充実を図り、障害者が暮らしやすい社会の実現を目指します。

指標

障害者理解に関する研修会等への参加者数(増加)

現状値
(令和6年度)
799人

目標値
(令和12年度)
850人

施策② 生活支援の充実

個々の障害者の状況を的確に把握し、必要とするサービスが適切に提供されるよう地域の相談支援体制の充実を図ります。また、様々な社会資源を柔軟に組み合わせて支援にあたるよう関係機関と協働するとともに、地域生活支援拠点等コーディネーターの配置を進め、拠点機能を強化し、地域全体で障害者の生活を支える体制づくりを推進します。

指標

地域生活支援拠点等事業に登録している障害者数(増加)

現状値
(令和6年度)
49人

目標値
(令和12年度)
90人

施策③ 就労支援の充実

障害者就労支援センターザックによる事業や、相談支援事業所や通所系サービス事業所との連携により、本人の意思や選択を尊重しつつ、就労に向けたステップアップができるよう支援します。また、雇用の場の創出や職場への定着など、企業に対する働きかけや支援も継続し、本人の希望や就労能力などの適性に合った選択を支援する就労選択支援サービスを活用しながら、一般就労に向けた取組を推進します。

指標

福祉施設から一般就労する人数(増加)

現状値
(令和6年度)
13人

目標値
(令和12年度)
25人

関連計画

第三次市民福祉プラン後期計画
第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

(注2) ユニバーサルデザイン

障害の有無に関わらず、すべての人が快適に利用することができる施設・製品等をデザインすること。

まちづくりの柱 3

環境



目指すべきまちの姿

豊かな自然とともに、快適に暮らせるまち

環境に対する市民意識を高めるとともに、恵まれた豊かな自然を保全・活用し、快適に暮らせるまちを目指します。

また、ごみの排出量削減や資源循環の推進を図り、循環型社会の構築を目指します。

基本施策3-1	良好な地域環境の保全	58
基本施策3-2	自然環境の保全	60
基本施策3-3	資源循環の推進・ごみ処理体制の維持	62

基本施策3-1 良好な地域環境の保全

目指すべきまちの姿

良好な生活環境が確保され、快適に暮らせるまち



現状・課題

施策① 環境に対する市民意識の向上

快適に暮らせる生活環境を保全していくためには、市民一人ひとりの環境への配慮が必要不可欠です。令和6年度（2024年度）の市民意識調査において、「環境に配慮した生活を心がけている」と回答した市民の割合は85.5%と高い水準を維持しており、ごみの分別やマイバックの利用などにより、多くの市民が環境に配慮した取組を実践しています。その一方で、騒音・悪臭などの公害や、空き地の雑草・樹木の越境、ごみの不法投棄などの問題が生じていることから、快適な環境を守り行動する市民意識をより一層向上させていく必要があります。

施策② 地球温暖化対策の推進

市内における二酸化炭素排出量は横ばいで推移しています。脱炭素社会の実現には、市民一人ひとりの主体的な取組や、事業者による積極的な活動が欠かせないため、継続した啓発活動に取り組む必要があります。



今後の方向性

施策① 環境に対する市民意識の向上

市民団体と連携して開催する講座やイベントを通じて、環境に対する市民意識の向上を図ります。また、市民自らが快適な生活環境を確保するために進んで行動できるよう、広報紙やホームページ、SNSなどを通じた情報提供や意識啓発の充実を図ります。

指標

環境に配慮した生活を心がけている市民の割合（増加）

現状値
（令和6年度）
85.5%

目標値
（令和12年度）
87.5%

施策② 地球温暖化対策の推進

広報紙やホームページ、SNSにおいて、省エネルギーの促進や再生可能エネルギーの導入に関する取組などを周知し、地球温暖化対策に対する市民意識の向上を図ります。また、脱炭素社会の実現に向けた地域づくりを推進するため、継続した啓発活動を通じて、市民や事業者が地球温暖化対策に取り組む機運を醸成します。

指標

東松山市全体の二酸化炭素排出量（注）（減少）

現状値
（令和6年度）
527,000t-CO₂

目標値
（令和12年度）
395,200t-CO₂

関連計画

第3次東松山市環境基本計画

第2次東松山市地球温暖化対策実行計画～事務事業編～

（注）東松山市全体の二酸化炭素排出量

現状値は、令和6年度に公表された令和4年度の数値。

目標値は、令和12年度に公表される令和10年度の数値。



基本施策3-2 自然環境の保全

目指すべきまちの姿

豊かな自然環境が保全され、自然の恵みを享受できるまち



現状・課題

施策① 環境保全の活動推進

豊かな生態系が残る里山や水辺、市民が親しむことのできる自然を守り、人と自然が共生する環境の実現に向けた取組を進めています。一方で、環境保全活動の象徴的な取組であるホテルの保全活動は、担い手の高齢化が進む中で、新たな人材を確保することが課題となっています。

施策② 豊かな自然の活用

みどりの重要な要素である樹林地などにおいて、害虫による被害が増加しており、豊かなみどりと親しむ環境を維持するための対策が必要となっています。また、自然と親しむ空間として整備されたくらかけ清流の郷は、令和元年東日本台風の被害から復旧し、令和7年に営業を再開したことから、水辺の自然と触れ合うことのできる取組をより一層充実させる必要があります。

施策③ 特定外来生物への対応強化

外来種の生息域の拡大は、農作物や生活環境への被害拡大だけではなく、豊かな自然環境や生態系、生物多様性においても悪影響を及ぼしています。特定外来生物(注1)であるアライグマは駆除できる人員の高齢化が進んでいることから、駆除対応が停滞することのないよう人材確保の取組を進め、捕獲圧(注2)を高めていくことが必要です。

(注1) 特定外来生物

外来生物のうち、生態系等に被害を及ぼし、又は及ぼす恐れがあるものとして、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(外来生物法)」によって指定された種のこと。

(注2) 捕獲圧

狩猟および許可捕獲(有害鳥獣捕獲や個体数調整等)による野生鳥獣に対して与える影響のこと。



今後の方向性

施策① 環境保全の活動推進

環境保全活動のシンボルとして、ホタルの生息環境確保の取組を継続します。また、活動の担い手を確保するため、広報紙やホームページで活動内容を分かりやすく周知し、市民が活動に参加しやすい環境を整えます。さらに、市内の河川や池沼、水田などの水辺環境や豊かなみどり、農地などの自然環境を地域ぐるみで保全できるよう支援します。

指標

ホタルの里づくり協力隊員数(増加)

現状値
(令和6年度)
6人

目標値
(令和12年度)
15人

施策② 豊かな自然の活用

公園内等の樹木については、発生する間伐材や落ち葉等を有効活用するなど、自然環境の保全につなげる取組とともに、病害虫対策を含む適正な維持管理を行います。また、市民協働によるみどりの保全、創出及び活用を推進します。くらかけ清流の郷は、SNSでのPRを強化するとともに、新たな体験メニューの開発や、周辺施設との周遊性を高めた取組を通じて利用者の増加を図り、豊かな自然環境に親しむ機会の拡充を進めます。

指標

くらかけ清流の郷利用者数(増加)

現状値
(令和6年度)
0人

目標値
(令和12年度)
24,000人

施策③ 特定外来生物への対応強化

市民が生態系や生物多様性に興味・関心を持てるよう積極的な情報発信を行います。また、埼玉県が開催する研修会と連携しながら人材確保を進め、市民との協働による特定外来生物の駆除体制の強化を図ります。

指標

アライグマ捕獲頭数(増加)

現状値
(令和6年度)
729頭

目標値
(令和12年度)
850頭

関連計画

第3次東松山市環境基本計画
東松山市みどりの基本計画

基本施策3-3 資源循環の推進・ごみ処理体制の維持

目指すべきまちの姿

市民一人ひとりがごみの減量に取り組み、資源循環が進むまち



現状・課題

施策① ごみの減量と3Rの推進

生ごみ処理容器「キエーロ」や資源回収奨励補助金、フードドライブ(注1)などにより、市民一人当たりのごみの排出量は減少傾向にあるものの、一部で分別や出し方のルールが守られず、資源化可能なものまで廃棄されています。循環型社会を構築していく上で重要な要素となる「3R(注2)」を推進し、市民が主体的にごみの減量化及び資源化に取り組む必要があります。

施策② 家庭ごみ収集体制の強化

高齢化の進行等により、クリーンステーションまでごみや資源物を運ぶことが困難な人に対するごみ出し支援のニーズが高まっています。また、家庭粗大ごみの戸別収集について、生活スタイルの変化などから利便性の向上を求める声が上がっており、申込み手続の多様化が求められています。

施策③ ごみ処理施設の適正な管理と新たな施設整備

クリーンセンターでは中長期修繕計画に基づき計画的な修繕を実施していますが、設置から約半世紀が経過しており、施設・設備の老朽化が進んでいます。このため、新たなごみ処理施設について、早期に整備を進め、市民の重要な生活インフラを維持していく必要があります。

施策④ 災害廃棄物処理体制の強化

令和元年東日本台風等の経験を踏まえ、災害廃棄物の処理手順の確認や対応能力向上のため訓練を重ねています。自然災害の頻発化・激甚化を踏まえ、訓練の継続に加え、災害廃棄物仮置場の明確化、収集体制や民間を含めた広域処理連携先の確保を通じ、処理体制を強化していく必要があります。

(注1) フードドライブ

家庭で余っている食品を集めて、食品を必要としている地域のフードバンク等の生活困窮者支援団体、こども食堂、福祉施設等に寄付する活動のこと。

(注2) 3R

「Reduce(リデュース) ごみの発生や資源の消費自体を減らす、Reuse(リユース) ごみにせず繰り返し使う、Recycle(リサイクル) ごみにせず再資源化する」の頭文字を取った3つのアクションの総称のこと。



今後の方向性

施策① ごみの減量と3Rの推進

家庭ごみ及び事業系ごみの削減に向けた周知啓発や取組を強化します。また、市民が3Rについて主体的な取組が進められるよう、資源化できるごみの分別に関する知識やアイデアの情報提供を進め、資源循環型社会の構築を目指します。

指標

一人一日当たりのごみの排出量(減少)

現状値
(令和6年度)
836 g

目標値
(令和12年度)
795 g

施策② 家庭ごみ収集体制の強化

ごみ出しが困難な高齢者等を対象とした戸別収集を実施するほか、家庭粗大ごみ収集のオンライン申請の導入など、ごみ出しに関する必要な支援策に取り組み、市民の利便性を高めます。

指標

戸別収集を含めたクリーンステーション
箇所数(増加)

現状値
(令和6年度)
2,431 箇所

目標値
(令和12年度)
2,580 箇所

施策③ ごみ処理施設の適正な管理と新たな施設整備

施設の計画的な修繕や、事故・災害等による緊急停止への予防対策を行うなど、適正な管理による安定的なごみ処理を継続します。また、新ごみ処理施設については、施設の在り方を明確にし、早期の稼働を目指して計画的に整備を進めます。

指標

クリーンセンターが緊急停止した日数
(維持)

現状値
(令和6年度)
0 日

目標値
(令和12年度)
0 日

施策④ 災害廃棄物処理体制の強化

国や埼玉県の指針・ガイドラインを参考に災害廃棄物処理計画の見直しを行い、災害時を想定した訓練や関係機関との連携を通じて即応性を高め、市民生活への影響を最小限に抑える体制を強化します。

指標

災害廃棄物仮置場確保面積(維持)

現状値
(令和6年度)
1.6 万㎡

目標値
(令和12年度)
1.6 万㎡

関連計画

第3次東松山市環境基本計画
東松山市ごみ処理基本計画
東松山市災害廃棄物処理計画

まちづくりの柱 4 生活基盤



目指すべきまちの姿

安全性が向上し、安心して暮らせるまち

暮らしに必要な不可欠な生活基盤を維持・整備し、地域公共交通の利便性向上を図ることで、快適に暮らせるまちを目指します。

また、頻発化・激甚化する自然災害への備えや空き家対策を推進し、安全で安心して暮らせるまちを目指します。

基本施策4-1	防災・減災対策の推進	66
基本施策4-2	計画的なまちづくりの推進	68
基本施策4-3	公共交通ネットワークの形成・維持	70
基本施策4-4	道路の整備と維持管理	72
基本施策4-5	持続性のある上下水道事業の推進	74
基本施策4-6	流域治水の推進	76
基本施策4-7	快適な住環境の保全	78

基本施策4-1 防災・減災対策の推進

目指すべきまちの姿

市民が自らの判断で命を守る行動を取ることができ、自助・共助・公助が相互に役割を果たす災害に強いまち



現状・課題

施策① 地域防災力の強化

地区の防災訓練や自主防災組織リーダー養成研修の参加者は、自治会の役職者に固定化される傾向があり、若い世代の参加者が少ないことから、地域全体の防災意識を高めしていくためには、幅広い世代の参加が必要です。また、各自主防災組織の活動状況に差異がみられることから、どの地域においても災害時に市民が自ら判断し、適切な避難行動や地域での自主的な避難所運営ができるよう、自助・共助の力を高める必要があります。

施策② 危機管理体制の強化

頻発する豪雨や将来発生が予測される大規模地震等に備えるため、災害時の人的支援や物資供給について一層の体制整備を進める必要があります。また、大規模災害の発生により長期の避難所開設や災害対応が生じる場合を想定し、暑熱対策など避難所の生活環境の改善や機能強化を進めるほか、公助の担い手である職員の災害対応力と危機管理意識を高める必要があります。



今後の方向性

施策① 地域防災力の強化

防災訓練や自主防災組織リーダー養成研修について、内容や周知方法を工夫することにより、幅広い世代が参加できる環境を整えます。また、自主防災組織に対する補助制度を周知し、制度を利用した積極的な活動を促進することで、地域全体の防災意識を高め、災害時に自主的に行動できる自助・共助の力を養います。

指標

災害に備え、日頃から何らかの取組をしている市民の割合（増加）

現状値
（令和6年度）
81.6%

目標値
（令和12年度）
85.0%

施策② 危機管理体制の強化

中央防災倉庫と各避難所の防災倉庫は、備蓄物資を計画的に管理・更新するほか、他自治体や民間事業者等との応援協定の締結を更に進めることにより、災害時の物資供給体制を強化します。また、指定避難所への空調設置やバリアフリー化等を進め、災害時の避難所の環境改善に取り組みます。さらに、職員の災害対応力をより高める訓練を実施し、行政の危機管理意識と体制の強化に取り組みます。

指標

災害時応援協定締結数（増加）

現状値
（令和6年度）
63件

目標値
（令和12年度）
70件

関連計画

東松山市地域防災計画



基本施策4-2 計画的なまちづくりの推進

目指すべきまちの姿

コンパクトで利便性が高く、活気のある安全で快適なまち



現状・課題

施策① 持続性の高いまちづくり

東松山駅及び高坂駅周辺では、都市機能の維持・誘導、市街地の生活環境の改善などを通じて人口の維持や増加を図る必要があります。また、人口減少や高齢化などの社会構造の変化に対応し、効率的な土地利用やコンパクトシティ・プラス・ネットワーク（注1）の考え方を踏まえた、将来にわたる持続性の高いまちづくりの推進が必要です。

施策② 市街地の整備と中心市街地の活性化

東松山駅周辺では、渋滞の解消や安全な歩道の整備など、都市計画道路（注2）の早期整備が課題とされており、地域の住民及び関係者との調整を進め、財源を確保しながら事業を進めていく必要があります。また、駅周辺の中心市街地では、集客機能や賑わい、人流の活性化につながる取組が不足しています。

施策③ 安全で質の高い公園・緑地の維持管理

公園については、周辺環境の変化や多様化する利用者ニーズ、年々厳しさを増す猛暑などへの対応が求められています。特に、東松山ぼたん園は、様々な年齢層の入園者が年間を通じて訪れており、施設の魅力や価値を常に高めていくため、維持管理や施設整備、イベント実施など継続的な改善が必要です。また、公園施設の老朽化対策については、遊具等の破損を未然に防ぐための定期点検等を着実に実施し、利用者の安全を確保する必要があります。

（注1）コンパクトシティ・プラス・ネットワーク

人口減少や高齢化が進む都市において、医療・福祉・商業などの都市機能を中心部に集約し、それらを地域公共交通でつなぐことで、高齢者なども含めた市民が安心して暮らせるようにするまちづくりの考え方のこと。

（注2）都市計画道路

都市計画において定められる都市施設の中の道路のこと。都市計画道路は、高速道路などの自動車専用道路、地区と地区の間を結ぶ幹線街路、区画街路、特殊街路等の4種類があり、都市計画で種別、構造等を定めるものとされている。



今後の方向性

施策① 持続性の高いまちづくり

居住誘導区域(注3)の人口密度を維持しつつ、都市機能の集約化を進めることにより、将来にわたり持続性の高い、活気と利便性を兼ね備えたまちを目指します。また、人口減少や高齢化などの社会構造の変化を的確に捉え、基本構想における将来都市構造や「都市計画マスタープラン(注4)」及び「立地適正化計画(注5)」に基づき、適切な土地利用を誘導します。

指標

居住誘導区域内の人口密度(維持)

現状値
(令和6年度)
60人/ha

目標値
(令和12年度)
60人/ha

施策② 市街地の整備と中心市街地の活性化

未整備の都市計画道路は、計画的に整備を進めます。また、沿線の環境変化をチャンスと捉え、中心市街地の活性化に向けて、地域の住民及び関係者が主体となった取組を支援するとともに、関係機関が協働して賑わいの創出や人流の活性化を図るための環境づくりを進めます。

指標

第一小学校通線・駅前西通線の用地買収率【累計】(増加)

現状値
(令和6年度)
0%

目標値
(令和12年度)
69.0%

施策③ 安全で質の高い公園・緑地の維持管理

コミュニティ形成、健康増進、良好な景観など公園が持つ多様な機能を十分に発揮させるため、民間のアイデアやノウハウ等の積極的な活用も視野に入れながら、適切な維持管理・運営に取り組みます。また、重大なハザード(注6)は直ちに排除するとともに、遊具等の定期的な点検、公園の特性や利用者のニーズに応じた修繕等を通じて、誰もが安全に公園を利用できる環境を整備します。さらに、公園や緑地に限定されないまちの緑化に取り組みます。東松山ぼたん園は、老朽化対策に加え、必要な改修等を進めることで、集客力を維持します。

指標

生命に関わる危険等を及ぼすハザードのある遊具数(維持)

現状値
(令和6年度)
0基

目標値
(令和12年度)
0基

関連計画

東松山市都市計画マスタープラン
東松山市立地適正化計画

東松山市みどりの基本計画
東松山市無電柱化推進計画

(注3) 居住誘導区域

都市再生を図るため、居住を誘導すべき区域として立地適正化計画に基づき定める区域のこと。人口減少や高齢化が進む中、生活サービスやコミュニティを持続的に確保できるように生活や交通の利便性が高い地域を指定している。

(注4) 都市計画マスタープラン

都市計画法に基づき、都市の将来像を定めてまちづくりの基本的な方針を示す計画のこと。長期的な視点で、土地利用、道路、公園などの整備の方針を総合的に示し、地域の特性を生かし、市民・事業者・行政が共有してまちづくりを進めるための指針となる。

(注5) 立地適正化計画

人口減少や少子化・高齢化が進む中で、都市機能を計画的に誘導し、過密を抑えつつコンパクトな市街地の形成と持続可能なまちづくりを目指すための包括的なマスタープランのこと。

(注6) ハザード

遊具の利用において、遊びが持っている冒険や挑戦といった遊びの価値とは関係のないところで、事故を発生させる恐れのある危険性、及び子どもが予測できずどのように対処すれば良いか判断不可能な危険性のこと。

基本施策4-3 公共交通ネットワークの形成・維持

目指すべきまちの姿

交通の利便性が向上し、持続性の高い公共交通ネットワークが形成・維持されるまち



現状・課題

施策① 持続的な地域公共交通の形成・維持

利用者数が増加傾向にある市内循環バスは、物価や人件費の上昇により運営に係る経費が増加しています。また、利用件数が横ばいから微減傾向にあるデマンドタクシー（注）は、タクシー運賃の改定を受け、財政負担額が増加しています。市民の重要な移動手段である公共交通を維持していくために、持続的な運行体制と財源の確保が必要です。

施策② 移動制約者に対する公共交通の利便性向上

デマンドタクシーを利用しやすい環境とするため、障害者や免許返納者に対して料金の割引を行っています。今後、高齢化が一段と進み、運転免許証の自主返納件数の増加が見込まれることなどから、身体的又は健康上の理由により、移動に困難が伴う市民に対する支援の充実が求められています。

（注）デマンドタクシー

利用者の希望時間、乗車場所の要望（デマンド）に低料金で応じる公共交通サービスのこと。バスのように、乗る場所、降りる場所は決められているが、タクシーのように、電話で呼べば自宅前で乗ることができる。



今後の方向性

施策① 持続的な地域公共交通の形成・維持

持続性のある公共交通サービスを提供していくため、利用者ニーズを踏まえたルートやダイヤの検討、料金体系、運行経費の見直しなどを行い、官民が連携して市民の移動手段の確保に取り組めます。また、公共交通に関する新たな技術の導入可能性を探り、効率的で利便性の高い公共交通サービスの提供を目指します。

指標

循環バスの延べ利用者数(増加)

現状値
(令和6年度)
55,425人

目標値
(令和12年度)
58,000人

施策② 移動制約者に対する公共交通の利便性向上

地域の実情やニーズを把握し、デマンドタクシー利用時の料金割引対象の範囲や新たな交通手段の検討を行います。また、日常生活において移動支援を必要とする高齢者等が利用可能な交通手段の確保に向け、福祉分野との連携を強化します。

指標

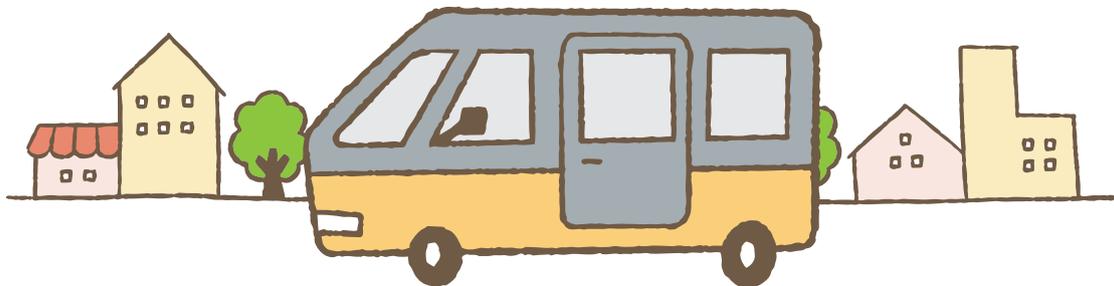
交通の利便性の満足度(維持)

現状値
(令和6年度)
35.5%

目標値
(令和12年度)
35.5%

関連計画

東松山市地域公共交通計画



基本施策4-4 道路の整備と維持管理

目指すべきまちの姿

車両の円滑な通行と歩行空間が確保された
安全性の高いまち



現状・課題

施策① 生活道路の整備

東松山駅周辺には、緊急車両の円滑な通行が困難な狭あい道路が多く残されています。また、近年の集中豪雨では、排水施設の未整備路線において、生活に支障をきたす道路冠水が発生しています。市民生活の安全性や快適性向上のため、国の補助金等の財源確保を図りながら計画的な道路整備を進める必要があります。

施策② 橋梁の強靱化と適正な維持管理

本市が管理する橋長2メートル以上の橋梁は281箇所あり、法定点検と点検結果に基づく維持、修繕により安全の確保を図っています。今後、設置からの年数経過に伴い修繕が必要となる橋梁の増加が見込まれることから、総量の最適化も含め、市民のニーズを踏まえた計画的な取組が必要です。

施策③ 安全で快適な道路の維持管理

交通状況の変化や経年により劣化・損傷が進む道路は、定期点検などによる状況把握と適切な維持管理を進め、通行の安全性を確保する必要があります。物価や人件費の上昇に伴い維持管理コストが増加していることから、優先順位を適切に定めて対応していく必要があります。



今後の方向性

施策① 生活道路の整備

市民ニーズを踏まえ、優先順位を定めて狭あい道路の整備を進め、緊急車両の円滑な通行や日常生活の利便性の確保を図ります。また、豪雨時の排水状況を的確に把握し、計画的な整備を実施することで、災害に強いまちづくりを推進します。

指標

道路側溝の整備延長【累計】(増加)

現状値
(令和6年度)
782.60km

目標値
(令和12年度)
785.30km

施策② 橋梁の強靱化と適正な維持管理

計画的な橋梁修繕や緊急輸送道路に架かる橋梁の耐震補強を進め、災害時の安全かつ円滑な交通の確保に取り組みます。また、ニーズの少なくなった橋梁は、集約化による撤去を進めることで維持管理費を縮減し、持続性の高いまちづくりにつなげます。

指標

修繕または耐震化を行った橋梁の数【累計】(増加)

現状値
(令和6年度)
13橋

目標値
(令和12年度)
26橋

施策③ 安全で快適な道路の維持管理

交通状況の変化や経年による劣化・損傷が生じている主要路線の修繕を計画的に進めるとともに、道路台帳や補修要望などの情報をGIS(注)で管理することで、効率的で効果的な道路の維持管理に取り組みます。また、道路埋設管の老朽化等による道路陥没事故を引き起こさないために関係者間での連携を強化し、通行の安全性を確保します。

指標

舗装修繕面積【累計】(増加)

現状値
(令和6年度)
0㎡

目標値
(令和12年度)
29,800㎡

関連計画

和泉町地域整備計画
東松山市橋梁長寿命化修繕計画
東松山市舗装修繕計画

(注) GIS

Geographic Information System(地理情報システム)の略。複数のデータを地図上に重ね合わせて表示するためのシステムで、道路台帳図や道路占用物などの道路に関する情報を一元的に管理することができる。

基本施策4-5 持続性のある上下水道事業の推進

目指すべきまちの姿

安全・安心な水道水が安定供給され、衛生的な環境が整い、快適に暮らせるまち



現状・課題

施策① 水道事業の安定的な経営

節水機器の普及等により一人当たりの水使用量が減少し、料金収入が減る一方で、水道施設の維持管理費や委託費、修繕費、動力費等のコストは増加しているため、厳しい経営環境にあります。また、運転資金や将来の設備投資に利用できる資金の減少傾向が続く状況の下、水道管や施設の老朽化は進行しており、耐震化や更新に計画的に取り組む必要があります。

施策② 下水道事業の安定的な経営

維持管理費、委託費、修繕費、動力費等のコストが増加する中で、施設や設備に支障をきたすことがないよう、国の補助に加え企業債も活用して老朽化する施設・設備の更新等を行っていますが、企業債残高の増加が懸念されています。施設の統廃合に伴う経費の増加も見込まれており、安定的な経営基盤の確保が大きな課題となっています。

施策③ 水道施設の最適化と適正な維持管理

水道管については、資金や他事業の工事との兼ね合いもあり、優先度に見合った耐震化が進んでいない状況です。老朽化が進行する水道施設の将来を見据え、今後の水需要や、水道施設・設備の現状及び維持管理・更新にかかる費用等を総合的に勘案し、最適化を図る必要があります。

施策④ 下水道施設の計画的な整備

快適で衛生的な生活環境を維持するとともに、公共用水域（注）の水質保全を図るため、汚水管の整備を計画的に進める必要があります。

施策⑤ 生活排水処理施設の適正な維持管理と統廃合

生活排水処理施設は、老朽化が進行しており、道路陥没や環境汚染を引き起こすリスクが内在しています。そのため、効率的かつ計画的な更新等を進め、施設の機能を永続的に維持する必要があります。また、設備の更新に併せて耐震化を進めていますが、耐水化は未着手となっています。

（注）公共用水域

水質汚濁防止法において、公共用水域とは河川、湖沼、港湾、海岸、海域その他公共の用に供される水域及びこれに持続する公共溝渠、灌がい水路その他公共の用に供される水路のこと。



今後の方向性

施策① 水道事業の安定的な経営

経常経費や設備投資について、優先順位付けを行いながら事業費の平準化や経費縮減に取り組みます。また、水道事業債を活用し、世代間負担の公平化を図ります。営業費用の増加や老朽化した施設の更新、耐震化に対応するため、適正な料金水準を確保します。

指標

経常収支比率（増加）

現状値
（令和6年度）
99.5%

目標値
（令和12年度）
100%以上

施策② 下水道事業の安定的な経営

安定的な事業運営を行うため、下水道使用料の適正な水準確保に取り組みます。また、下水道施設の修繕や設備投資については優先順位付けを行い、計画的な事業運営に取り組みます。さらに、施設の最適化についても早期に対応を進め、安定的な経営基盤の確保につなげます。

指標

経常収支比率（増加）

現状値
（令和6年度）
102.8%

目標値
（令和12年度）
100%以上

施策③ 水道施設の最適化と適正な維持管理

水運用の見直しを行い、浄配水場や水道管などの施設・設備の最適化に取り組むことにより、水供給に必要な原価を抑制し、耐震化や設備更新を効率的に進めます。

指標

水道管の耐震化率【累計】（増加）

現状値
（令和6年度）
33.8%

目標値
（令和12年度）
34.9%

施策④ 下水道施設の計画的な整備

殿山町・沢口町、松葉町・美土里町・和泉町地区での下水道未普及地域の污水管の整備を計画的に推進します。

指標

污水管整備延長【累計】（増加）

現状値
（令和6年度）
13,279m

目標値
（令和12年度）
33,005m

施策⑤ 生活排水処理施設の適正な維持管理と統廃合

老朽化した生活排水処理施設（し尿・下水）を安定的に運用するため、計画的な設備の修繕や更新を進めます。あわせて、施設の耐震化や耐水化についても適宜対応を進めます。また、施設の統廃合については令和8年度に公共下水道事業認可を取得し、令和9年度以降に基本設計等に順次着手します。

指標

更新等を実施する設備数【累計】（増加）

現状値
（令和6年度）
43 設備

目標値
（令和12年度）
51 設備

関連計画

東松山市水道ビジョン
東松山市水道事業経営戦略
東松山市水道事業アセットマネジメント
水道管路更新計画
東松山市上下水道耐震化計画

東松山市公共下水道全体計画
東松山市公共下水道事業計画
東松山市公共下水道ストックマネジメント計画
東松山市公共下水道施設再構築基本計画
東松山市下水道事業経営戦略

基本施策4-6 流域治水の推進

目指すべきまちの姿

治水対策が進み、
水害に強い安全で安心して暮らせるまち



現状・課題

施策① 雨水浸水対策の強化

近年の局地化・集中化・激甚化する降雨により、浸水被害が発生する危険性が高まっています。また、国と県が進めている一級河川（注1）の整備に合わせ、内水対策（注2）が必要な箇所があります。土地区画整理事業等の基盤整備が進んでいない地区においては、雨水管渠（注3）が未整備の区域があり、豪雨によって道路冠水等が頻発しているため、市民生活の安全確保の観点から、早期の対策が求められています。

施策② 河川等の適正な維持管理

河川、水路及び池沼において、護岸等の施設の老朽化が進んでおり、流下阻害や貯留量の減少など、施設本来の機能が損なわれていく懸念が生じています。また、不要となった農業用の水路やため池が増えており、対策を講じる必要があります。

施策③ 計画的な河川整備の促進

国や県が管理する一級河川では、依然として未改修の区間や新設が必要な河川施設があります。近年の降雨量の増加に伴い水害リスクも高まっているため、早期の工事着手・事業完了に向けた河川整備促進の働きかけを継続していく必要があります。

（注1）一級河川

国土保全上又は国民経済上、特に重要な水系で政令で指定された「一級水系」に係る河川のうち、河川法による管理を行う必要があり、国土交通大臣が指定した河川のこと。

（注2）内水対策

大雨が降った際に、排水路や下水道の処理能力を超えた雨水が地表に溢れ、市街地などが浸水する「内水氾濫」を防ぐための対策全般のこと。

（注3）雨水管渠

下水道管渠のうち、雨水を排除するためのもの。



今後の方向性

施策① 雨水浸水対策の強化

浸水が想定される地区に近接する沼の貯留量を増やすことや、排水路の流下先の変更など、浸水対策を計画的に実施します。また、国が進める一級河川都幾川の遊水地整備（注4）の進捗に合わせて、雨水貯留施設を整備します。道路冠水等が頻発する雨水管渠の未整備地区においては、順次整備を進め、冠水等による被害の軽減を図ります。

指標

雨水管渠整備延長【累計】（増加）

現状値
（令和6年度）
0m

目標値
（令和12年度）
2,314m

施策② 河川等の適正な維持管理

河川、水路及び池沼については、老朽化が進む施設の修繕や改修、廃止等により、適正な維持管理を進めます。安全で良好な水環境を維持し、地域の防災力と生活環境の向上を図ります。

指標

修繕、改修、廃止をした池沼の箇所数【累計】（増加）

現状値
（令和6年度）
12箇所

目標値
（令和12年度）
19箇所

施策③ 計画的な河川整備の促進

国や県が管理する一級河川について、流域の自治体や関係団体等と連携し、国や県に早期の工事着手・事業完了に向けた整備促進の働きかけを継続します。

指標

一級河川の整備促進要望等の年間実施回数（維持）

現状値
（令和6年度）
2回

目標値
（令和12年度）
2回

関連計画

東松山市公共下水道全体計画
東松山市公共下水道事業計画

（注4）遊水地整備

洪水時に河川水を一時的に貯めることにより川の水位を下げることで洪水被害を軽減するための治水施設であり、遊水地整備は、その一連の事業のこと。

基本施策4-7 快適な住環境の保全

目指すべきまちの姿

災害に強く、良好な住環境が整い、
安心して暮らせるまち



現状・課題

施策① 安心できる住まいの確保

市営住宅は経年劣化による老朽化が進行しているため、適切な維持修繕を行うとともに、空き室の有効活用を図り、入居率を高める取組が必要です。一般住宅については、地震により倒壊等の可能性が高いとされる住宅の耐震化を進めることで、将来発生が予測されている大規模地震への備えを強化し、誰もが安心して暮らすことのできる住まいの確保につなげていく必要があります。

施策② 空き家対策の推進

高齢化や人口減少の影響により空き家が増加しており、適切な管理がなされていないことにより、近隣住民の生活に悪影響を及ぼすものもあります。特に管理不全となっている空き家については、適切な管理を促進するため、所有者への情報提供や助言に取り組みながら、安全で快適な住環境づくりを推進する必要があります。



今後の方向性

施策① 安心できる住まいの確保

住宅を必要とする市民のニーズに応えるため、市営住宅の計画的な改修と維持管理を進めます。また、入居募集の周知強化を図るとともに、空き室の新たな活用方法を検討します。一般住宅については、地震による住宅の倒壊等の被害を防ぐため、耐震診断や耐震改修の必要性及び補助制度の周知に取り組み、住宅の耐震化を図ります。

指標

市営住宅入居率（増加）

現状値
（令和6年度）
74.2%

目標値
（令和12年度）
80.0%

施策② 空き家対策の推進

空き家の増加を抑制するため、空き家の所有者や相続人等に対する情報提供、意識啓発を行います。また、空き家バンクのPRや関係機関・団体との連携を強化し、空き家の有効活用を促進します。さらに、管理不全となっている空き家の所有者に対して、適切な管理を促し、法令に即した対応を強化することで、安全で快適な住環境の確保に取り組みます。

指標

空き家バンク新規登録件数（増加）

現状値
（令和6年度）
7件

目標値
（令和12年度）
20件

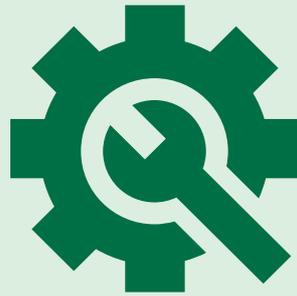
関連計画

- 東松山市市営住宅長寿命化計画
- 東松山市空き家等対策計画
- 東松山市建築物耐震改修促進計画



まちづくりの柱 5

産業



目指すべきまちの姿

ブランド力を強みとし、成長と発展が持続するまち

恵まれた交通環境を生かした企業誘致や、地場製品のブランド力の強化、農畜産業者や商工業者との協働により、地域産業が元気で活気のあるまちを目指します。

また、周辺地域と連携した観光資源の活用やシティプロモーションの強化により、魅力あふれる賑わいのあるまちを目指します。

基本施策5-1	農業の振興	82
基本施策5-2	商工業の振興	84
基本施策5-3	企業誘致の推進・就労支援の充実	86
基本施策5-4	観光の振興・シティプロモーションの強化	88

基本施策5-1 農業の振興

目指すべきまちの姿

生産性と収益性が向上し、多種多様な農畜産物の生産が行われ、地産地消が進むまち



現状・課題

施策① 多様な担い手の育成・確保

農業従事者の高齢化により担い手が減少しているため、若い世代が農業に従事できる環境を整える必要があります。さらに、若者だけではなく、農業に興味のある人材が担い手として活躍できる環境を提供し、農業の裾野を広げていく必要があります。

施策② 農地の保全と活用

農業用水利施設（注1）の老朽化が進み、維持・更新への対応が課題となっています。また、本市には小規模経営の農家が多く、効率的な農業経営のため積極的に貸し手と借り手を結びつける調整を行い、農地中間管理機構（注2）を通じた農地の集積・集約化を進めることが求められています。

施策③ 多彩で魅力的な農業の推進

本市では多様な農畜産物が生産されていますが、農業従事者の負担軽減や生産性向上、ブランド力強化の取組は十分に進んでいません。販路の拡大や観光との連携による収益性向上も含め、農業の多面性を生かした取組が求められています。

（注1）農業用水利施設

農業用水に関係する水路護岸やパイプライン、水路トンネル、ポンプ場、農業用ため池などのこと。

（注2）農地中間管理機構

農地の借受・貸付を仲介し担い手への農地の集積・集約化を推進する組織で、都道府県で一つに限って指定できるもの。埼玉県では公益社団法人埼玉県農林公社が指定されている。



今後の方向性

施策① 多様な担い手の育成・確保

埼玉県、東松山市農業公社、埼玉中央農業協同組合等と連携し、就農準備段階から農業経営開始までに必要な技術や知識の習得について支援を行い、営農に取り組みやすい環境を整えます。また、経営開始後においても、更なる農業経営の発展に向けて中長期的な視点での支援に取り組みます。さらに、農福連携(注3)の取組などを通じ、様々な分野から農業を担う人材の確保につなげます。

指標

認定農業者数(注4)(増加)

現状値
(令和6年度)
39人

目標値
(令和12年度)
41人

施策② 農地の保全と活用

農業用水利施設の維持管理・保全を通じて施設の長寿命化及び農地が有する多面的機能の向上・発揮を図ります。また、認定農業者などの意欲ある担い手への農地の集積・集約を進めることで、遊休農地の解消と農地利用の最適化を推進します。さらに、農作物の栽培に深刻な影響を及ぼす鳥獣害対策に取り組みます。

指標

担い手への農地利用集積面積(注5)(増加)

現状値
(令和6年度)
289.35ha

目標値
(令和12年度)
311ha

施策③ 多彩で魅力的な農業の推進

農業従事者の負担軽減や生産性の向上、作業の効率化に効果が期待されるスマート農業(注6)の活用について、導入支援の検討を進めます。また、慣行的な農業(注7)への支援をはじめ、化学肥料や農薬の使用量の低減など、環境に配慮した特別栽培農産物や有機農業の取組を支援します。さらに、地産地消と食育を推進し、東松山産の農畜産物に関する市民の理解を深めるとともに、ブランド化や特産品としての商品化を目指し、消費拡大を図ります。

指標

農畜産物加工品開発数【累計】(増加)

現状値
(令和6年度)
30品目

目標値
(令和12年度)
39品目

関連計画

第二次東松山市農業振興基本計画

(注3) 農福連携

障害者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組のこと。

(注4) 認定農業者

市町村等から「農業経営改善計画」の認定を受けた農業者のこと。

(注5) 農地利用集積面積

認定農業者、認定新規就農者等の耕作者が賃借又は所有し、利用している農地の面積のこと。

(注6) スマート農業

ロボット技術、ICT(情報通信技術)、AI(人工知能)などの先端技術を活用し、農業の省力化、生産性向上、精密な管理、品質向上、そして熟練技術の継承などを目指す新しい農業の形のこと。

(注7) 慣行的な農業

化学肥料や農薬を法律の範囲内で適切に使用し、安定した収量を確保する、多くの農家が一般的に行っている栽培方法のこと。

基本施策5-2 商工業の振興

目指すべきまちの姿

中心市街地に賑わいと活気があふれ、
事業者が元気で活躍するまち



現状・課題

施策① 商店街の活性化支援

後継者不足により、中心市街地では空き店舗が点在しています。また、コロナ禍や物価高騰などの影響により、消費者の意識や消費行動が変化している中で、各商店街に活気を取り戻すための取組を進めていくことが必要です。

施策② 地場産品のブランド力強化

「ひがしまつやまプライド」認定制度による地場産品のブランド化を進めていますが、市内外での認知度は十分とは言えない状況にあります。商品開発や品質向上、安定供給とともに、効果的なPRの強化が必要です。

施策③ 商工業者の経営基盤安定化支援と創業支援

近年の原材料価格の上昇や人材不足などを背景に、小規模事業者や中小企業では経営環境が不安定な状況が続いています。経営改善や販路拡大、人材確保のための支援強化が求められる中、商工業者の組織体制を強化するための支援メニューは十分に活用されていないことから、更なる周知を進める必要があります。また、様々なビジネスチャンスを探る中で創業者のニーズは多様化しており、既存の支援では補うことが難しい課題に対しては柔軟に対応していくことが求められています。



今後の方向性

施策① 商店街の活性化支援

国、県及び金融機関が実施している事業承継についての支援策を商工会と連携して効果的に周知し、円滑な事業承継に結び付けます。また、ともに知恵を出し合いながら商店街の賑わい創出の取組を後押しするとともに、中心市街地の空洞化防止を図るため、空き店舗を活用する経営者に対して補助金を通じた支援を継続して実施します。

指標

空き店舗活用件数【累計】(増加)

現状値
(令和6年度)
18件

目標値
(令和12年度)
36件

施策② 地場産品のブランド力強化

SNSを活用した商品紹介や「ひがしまつやまプライド」認定事業者との連携による市内外でのPR強化など、戦略的なプロモーションを通じて、地域ブランド認定品の認知度向上を図ります。また、プライド認定品の売上向上に向けた支援体制を強化し、認定品をきっかけとして市内経済への波及効果を生み出します。

指標

「ひがしまつやまプライド」認定品の
出店イベント数(増加)

現状値
(令和6年度)
9イベント

目標値
(令和12年度)
15イベント

施策③ 商工業者の経営基盤安定化支援と創業支援

既存の支援メニューや各種制度を分かりやすく周知し、必要なときに商工業者が積極的に活用できる環境を整えます。また、商工業者による新商品や新サービスの開発、販路開拓など、新たな事業の創出や経営戦略への挑戦を促すため、商工会と連携し「経営革新計画(注)」の策定を支援します。本市で創業にチャレンジする事業者を支援するため、多様化する創業ニーズに柔軟に対応した新たな創業支援体制の構築を進めます。

指標

経営革新計画策定件数(増加)

現状値
(令和6年度)
28件

目標値
(令和12年度)
30件

関連計画

—

(注) 経営革新計画

中小企業が「新事業活動」に取り組み、「経営の相当程度の向上」を図ることを目的に策定する中期的な経営計画のこと。中小企業等経営強化法において中小企業の創意ある向上発展を図ることを目的に、経済環境の変化に対応して行う新たな取組を支援する「経営革新計画承認制度」に基づき埼玉県が承認するもの。

基本施策5-3 企業誘致の推進・就労支援の充実

目指すべきまちの姿

企業が元気で、誰もが安心して働き続けられるまち



現状・課題

施策① 強みを生かした企業誘致の推進

本市の強みである関越自動車道等の利便性の高い交通網を背景に企業進出の需要はあるものの、企業が希望する要件を満たした産業用地は不足しつつあります。新たな産業用地の確保を目指すとともに、産業の拠点への企業誘致を進めていく必要があります。

施策② 企業と働く力のマッチング支援

若者や女性、高齢者、障害者など多様な人材が活躍できるよう、職業訓練やスキルアップ講座の機会について情報発信をするとともに、求職者と企業のマッチングを支援するため、ハローワーク等と連携し、合同就職面接会や就職相談会を開催しています。引き続き、誰もが安心して働き続けられる環境づくりを進める必要があります。



今後の方向性

施策① 強みを生かした企業誘致の推進

新たな土地利用の推進や既存団地を生かした産業用地の確保に取り組めます。また、利便性の高い交通網の積極的なPRや「がんばる企業応援条例（注）」の活用により企業誘致を推進するとともに、既存企業の設備投資等を継続して支援し、地域内産業の活性化を目指します。

指標

がんばる企業応援条例による支援企業数【累計】（増加）

現状値
（令和6年度）
27社

目標値
（令和12年度）
39社

施策② 企業と働く力のマッチング支援

埼玉県やハローワーク等と連携し、就労意欲のある市民と働き手を求めている地域企業とのマッチングを継続して支援することで、市民の生活の安定と企業の人材確保を図ります。

指標

就職面接会の開催数（維持）

現状値
（令和6年度）
2回

目標値
（令和12年度）
2回

関連計画

—

（注）がんばる企業応援条例

事業所の新設、拡張又は設備投資に積極的に取り組む企業等（事業を営む法人又は個人）を応援する条例のこと。



基本施策5-4 観光の振興・シティプロモーションの強化

目指すべきまちの姿

積極的な PR や広域連携による観光資源の活用により、多くの人を訪れ、関わるまち



現状・課題

施策① 観光資源の活用と周遊性の向上

祭りやイベント、古刹や古社、体験施設や自然公園など本市には集客力のある観光資源が豊富に存在しているため、その魅力を市内外に発信する取組を強化し、誘客につなげる必要があります。一方、誘客施設を結んだ周遊手段やお土産品の購入機会などが乏しく、本市の観光資源が十分に活用されていないことが課題となっています。

施策② シティプロモーションの強化

自然環境とまちの利便性が調和し、イベントや伝統行事、文化活動が盛んな本市の魅力や暮らしやすさを前面に打ち出したプロモーションを行い、定住や移住、関係人口の創出に力を入れていく必要があります。また、シティプロモーションの手段の一つとして、ふるさと納税制度を効果的に活用していく必要があります。



今後の方向性

施策① 観光資源の活用と周遊性の向上

ターゲットを明確にした SNS 等による情報発信を通じて、観光施設やイベントの周知を強化するとともに、テーマや目的、交通手段にあわせた周遊プラン等を提案し、市内の滞在時間を延伸させ、消費の拡大につなげます。また、東武東上線沿線サミットや東松山・比企広域観光推進協議会の構成団体との連携を強化し、各団体が持つ観光資源との相乗効果により、周遊性を高めた広域観光を推進します。

指標

市管理の観光施設の年間来訪者数（増加）

現状値
（令和6年度）
202 千人

目標値
（令和12年度）
253 千人

施策② シティプロモーションの強化

目的とターゲットを明確化した上で、SNS をはじめとする多様な媒体を活用しながら本市の魅力や強みを積極的かつ戦略的に発信します。また、本市の独自性をブランド化することで市外からの来訪のきっかけづくりに取り組みます。ふるさと納税制度の活用については、ポータルサイトや SNS での積極的な情報発信、イベント出展などを通じて、本市の知名度向上につなげます。

指標

ふるさと納税寄附受入件数（増加）

現状値
（令和6年度）
13,430 件

目標値
（令和12年度）
15,000 件

関連計画

第三次東松山市観光振興基本計画



まちづくりの柱 6

市民活躍



目指すべきまちの姿

協力と信頼で、心豊かにいきいきと暮らせるまち

市民一人ひとりが互いに尊重し合い、まちづくりの主体として活躍できる平和なまちを目指します。

また、生涯にわたる学習やスポーツ、文化・芸術を通じて、心豊かにいきいきと暮らせるまちを目指します。

基本施策6-1	市民参加の促進と生活の安全確保	92
基本施策6-2	生涯学習の推進	94
基本施策6-3	人権意識・平和意識の醸成	96

基本施策6-1 市民参加の促進と生活の安全確保

目指すべきまちの姿

地域活動への参加の輪が広がり、
支え合いや交流が促進され、
安全・安心で住み心地のよさを実感できるまち



現状・課題

施策① 地域活動の促進と担い手支援

自治会活動に対する若い世代や転入者の関心が薄れているため、加入率の低下と担い手不足が深刻化しています。また、自治会運営に対する負担感により、役員の選任や交代が難航する状況も生じており、地域活動の継続に向けた取組が必要です。

施策② 多文化共生の推進

本市では外国人市民が年々増加しており、ごみ出しのルールなどが守られていないといった声があります。全ての市民が地域で安心して生活を送ることができるよう、多様な背景を持つ人たちの文化の違いを認めつつ、地域のルールや慣習に対する理解を深めることができる仕組みづくりが必要です。

施策③ 防犯意識の向上と交通安全意識の啓発

犯罪の手口は巧妙化・悪質化しており、市内での犯罪発生件数は増加傾向にあることから、防犯対策に関する情報発信や意識啓発の取組を強化し、市民の防犯意識を向上させる必要があります。また、市内での交通事故発生件数はここ数年横ばい傾向にあります。交通事故を未然に防止するための取組を強化し、市民が交通安全意識を共有し、被害者・加害者が生まれない環境づくりを進める必要があります。

施策④ 消費者トラブルの解消と相談体制の充実

点検商法、かたり商法、マルチ商法などの悪質商法や、SNSをきっかけとした消費者トラブルは、日常生活のあらゆる場面で発生しており、若者から高齢者まで幅広い世代に危険が及んでいます。悪質商法などによる消費者被害は後を絶たず、相談件数は増加傾向にあることから、様々な機会を通じて注意喚起をするとともに、消費者トラブルの解消に向け相談しやすい環境を整える必要があります。



今後の方向性

施策① 地域活動の促進と担い手支援

自治会活動の趣旨や役割、内容を見える化するとともに、若い世代や働いている市民でも参加できるよう、活動の簡素化による運営負担の軽減を支援します。また、人と人とのつながりや交流を深め、地域への愛着心を養うことを目的とした「花いっぱい」の取組の充実や、デジタル技術を活用した活動の活性化についても検討することで、市民が積極的に地域に関わることのできる環境を創出し、活力ある地域活動の継続を目指します。

指標

自治会加入率（維持）

現状値
（令和6年度）
63.8%

目標値
（令和12年度）
63.8%

施策② 多文化共生の推進

国際交流協会や大学、企業等と連携し、外国人市民に対する市の情報発信を強化します。また、地域住民や外国人市民が抱える不安感を解消するための相談体制を整え、個々の状況に応じた課題解決を支援します。さらに、地域住民と外国人市民の交流の機会を創出し、相互に理解し合える関係づくりを目指します。

指標

国際交流協会事業の外国人市民の参加者数（増加）

現状値
（令和6年度）
1,717人

目標値
（令和12年度）
2,000人

施策③ 防犯意識の向上と交通安全意識の啓発

警察などの関係機関と連携した防犯パトロールの実施や防犯キャンペーンを通じて、防犯に対する情報発信や意識啓発を強化します。また、犯罪抑止や被害防止のため、市民同士のつながりの強化や防犯カメラの有効活用など、ソフト・ハードの両面から多様な手段による対策を進めます。交通安全に関しては、交通ルールの周知や啓発活動を通じ、不幸な交通事故が発生しない環境づくりを目指します。

指標

市内での犯罪発生件数（減少）

現状値
（令和6年度）
827件

目標値
（令和12年度）
700件

施策④ 消費者トラブルの解消と相談体制の充実

広報紙やSNSなどによる注意喚起や地域における見守り活動など、消費者被害を未然に防止する取組を強化します。また、埼玉県や警察など関係機関と連携するとともに、相談体制の充実を図り、市民が相談しやすい環境を整えます。

指標

消費生活センターでの対応率（維持）

現状値
（令和6年度）
68.2%

目標値
（令和12年度）
70.0%

関連計画

第二次東松山市花いっぱい推進計画

基本施策6-2 生涯学習の推進

目指すべきまちの姿

生涯にわたり、学習やスポーツ、文化・芸術に親しみ、豊かな心を育むまち



現状・課題

施策① 学びの機会の充実

市民の多様なニーズに対応した社会教育講座や教室を開催していますが、シルバー世代の参加者が多い一方で、現役世代の参加者が少ない現状があります。幅広い世代が興味や関心を持つ講座等の開設により、市民の学習意欲に応える学びの環境を整える必要があります。また、学びの拠点である図書館では、スマートフォンの普及など社会の情報環境が変化する中で、来館者数及び貸出冊数は減少傾向にあります。地域の情報拠点としての役割を果たすとともに、市民ニーズを踏まえた図書館サービスについて検討を進める必要があります。

施策② ウォーキングの推進と日本スリーデーマーチの充実

世界第2位で国内最大規模のウォーキング大会である日本スリーデーマーチを開催する本市は、「ウォーキング」を重要なアイデンティティと位置づけて様々な取組を展開しています。しかし、ウォーキング事業への若い世代の参加者の減少や、日本スリーデーマーチに関わるボランティアの高齢化が課題となっています。全国的に、ウォーキング大会の参加者が減少傾向にある中、市内外のウォーカーに選ばれ、リポートされる大会としていくため、常に工夫を凝らした運営に取り組んでいく必要があります。

施策③ スポーツを楽しむ環境づくりの推進

市民の中では、定期的にスポーツを行う人が増える一方で、ほとんど運動を行わない人も一定数おり、運動習慣の定着状況に差がみられます。年齢や体力、障害の有無を問わず、生涯を通じて、誰もが自発的かつ身近に楽しくスポーツに取り組むことのできる環境を整えていく必要があります。

施策④ 文化・芸術活動の促進

本市では様々なジャンルのアーティストが活躍していることから、活動や発表の場を提供しながら市民が文化・芸術に触れることのできる機会を積極的に創出していくことが必要です。また、関連するイベントや講座についても、新たな取組にチャレンジしながら、より多くの市民が文化・芸術に関心を持てる環境を整えていく必要があります。

施策⑤ 文化財の保存と継承

有形・無形文化財及び記念物を保存・継承する担い手の確保が難しくなっていることから、貴重な文化財が減少・散逸する可能性が高まっています。獅子舞や祭りばやし等の民俗文化財についても後継者不足が課題となっており、脈々と受け継がれてきた地域の伝統を守り、支え、伝えていく必要があります。

施策⑥ 文化財の啓発と活用

人間関係の希薄化により地域への興味や関心、郷土への愛着心が薄れる傾向にあります。また、貴重な文化財に触れ、その価値を知る機会が十分ではないことから、地域で守り伝えられてきた財産である文化財への理解を深める必要があります。



今後の方向性

施策① 学びの機会の充実

社会教育講座や教室の参加者アンケートを踏まえ、各世代の興味や関心に
応じたテーマを設定した講座等の開催に取り組みます。また図書館では、よ
り多くの市民に利用されるよう、各世代のニーズに対応した資料や講座など
の充実に取り組むとともに、小・中学校やボランティアと連携し、こどもた
ちが読書に親しむ機会の充実を図ります。これらの取組を通じて、市民の学
習意欲の向上と生涯にわたる生きがいづくりを推進します。

指標

社会教育講座参加者数（増加）

現状値
（令和6年度）
672人

目標値
（令和12年度）
1,000人

施策② ウォーキングの推進と日本スリーデーマーチの充実

日々のウォーキング事業と日本スリーデーマーチの連携を強化し、相互に魅
力を高めることで参加者層の拡大を図ります。また、日本スリーデーマーチ
は、市民が主体になることをコンセプトに掲げ、より地域に密着した魅力的
なウォーキング大会となるよう見直しを図ります。

指標

日本スリーデーマーチに登録参加する市民の割合（増加）

現状値（令和6年度）
3.0%

目標値（令和12年度）
4.0%

施策③ スポーツを楽しむ環境づくりの推進

ライフステージに応じたスポーツ教室の開催に加え、未経験者や初心者向
けの教室、健康づくりのためのスポーツイベントを積極的に展開します。ま
た、市民が自発的かつ日常的に楽しくスポーツに取り組むことができるよう、
スポーツ施設の機能維持や環境整備に取り組めます。

指標

週に1回以上スポーツをする18歳以上の
市民の割合（増加）

現状値（令和6年度）
58.8%

目標値（令和12年度）
61.5%

施策④ 文化・芸術活動の促進

市内の音楽家や芸術家の活動に市民が興味を持ち、応援していく環境を創出
します。また、SNS等を活用し、本市の取組に加え、市民が自主的に取り組
む文化・芸術活動についても積極的に情報発信を進め、市民の関心を高めま
す。さらに、民間事業者や大学等との連携を強化し、多くの市民が文化・芸術
に触れ、体験することのできる環境を充実させ、心の豊かさの向上を図ります。

指標

市が実施する文化・芸術イベントへの
来場者数（増加）

現状値（令和6年度）
1,463人

目標値（令和12年度）
2,000人

施策⑤ 文化財の保存と継承

長い歴史の中で生まれ、育まれ、守り伝えられてきた地域の貴重な財産で
ある文化財を守り、後世に継承するため、記録・保存を行うための調査を進
めます。また、貴重な文化財や民俗文化財を地域ぐるみで保存し、継承して
いく体制の維持・強化に向けた支援に取り組めます。

指標

指定文化財の指定件数（維持）

現状値（令和6年度）
130件

目標値（令和12年度）
130件

施策⑥ 文化財の啓発と活用

SNSやインターネットを活用した情報発信や、市民が地域の文化財に触れ
ることのできるイベント等を開催し、貴重な文化財の魅力や価値を知る機
会の充実に取り組めます。また、文化振興の取組を通じて観光振興への寄与
を目指します。

指標

文化財啓発事業への参加者数（増加）

現状値（令和6年度）
1,000人

目標値（令和12年度）
1,200人

関連計画

第3期東松山市教育大綱
第3期東松山市教育振興基本計画
第2次東松山市社会教育推進計画
第2次東松山市子ども読書活動推進計画

第3期東松山市スポーツ推進計画
東松山市文化芸術推進基本計画
東松山市文化財保存活用地域計画

基本施策6-3 人権意識・平和意識の醸成

目指すべきまちの姿

全ての市民が互いの人権を尊重し、一人ひとりの多様性を認め合い、平和を希求し、穏やかに暮らせるまち



現状・課題

施策① 人権意識の向上

差別意識や偏見による人権侵害、子ども、高齢者等への虐待、インターネット上への差別情報の掲載など、様々な差別事象が発生しています。これらの人権上の課題を克服するため、学校や家庭、地域において人権に対する理解を深めることにより、人権が尊重され、差別のない社会の実現を目指していく必要があります。

施策② 男女共同参画の推進

男女共同参画に関するアンケート調査や市民意識調査において、性別による固定的な役割分担意識に反対する市民の割合は徐々に増えていますが、更なる意識の醸成を図っていくためには継続した啓発活動が必要です。また、DV被害に関する相談が複雑化していることから、十分な支援を行うための相談体制を充実させる必要があります。

施策③ 平和意識の醸成

「花と歩けの国際平和都市宣言」に基づき、花とウォーキングのまちの平和賞や戦没者追悼・平和祈念式典、埼玉県平和資料館と連携した事業等に取り組み、市民と共に平和な市民生活の大切さを考えてきました。戦後80年が過ぎ、戦争体験者の減少が進むことから、平和の尊さを次世代に継承していくための取組の必要性が高まっています。



今後の方向性

施策① 人権意識の向上

人権に関する相談窓口の周知や相談しやすい体制づくりを進めます。また、関係機関や関係団体と連携し、人権意識の向上や差別意識の解消等に向けた協力体制の充実を図るとともに、啓発活動を推進します。

指標

人権啓発活動の参加者数(増加)

現状値
(令和6年度)
328人

目標値
(令和12年度)
480人

施策② 男女共同参画の推進

男女共同参画に関する講座の開催や有識者による講演等を通じて、性別に関わらず誰もが自分らしく活躍できる社会の実現に向けた啓発活動を推進します。また、埼玉県や警察など関係機関との連携を強化し、DVに関する相談体制の充実を図り、被害の防止や最小化に取り組みます。

指標

男女共同参画啓発活動の参加者数(増加)

現状値
(令和6年度)
475人

目標値
(令和12年度)
550人

施策③ 平和意識の醸成

これまで積み重ねてきた平和事業を継続することにより、世代を問わず多くの市民が平和な社会について考える機会を提供します。また、戦時体験の継承等にも取り組み、市民の平和意識の更なる醸成を図ります。

指標

平和事業参加者数(維持)

現状値
(令和6年度)
750人

目標値
(令和12年度)
750人

関連計画

東松山市人権施策推進指針
第6次ひがしまつやま共生プラン
東松山市男女共同参画基本計画

東松山市女性活躍推進計画
東松山市DV防止基本計画
東松山市困難女性支援基本計画

5 分野別計画

健全で効果的な 行財政運営



取組①	財政基盤の強化と効果的な予算執行	100
取組②	公共施設マネジメントの推進	100
取組③	広報・広聴の充実	100
取組④	窓口手続の利便性向上	100
取組⑤	適正な賦課・徴収の実施	102
取組⑥	担い手確保と効率的な公共調達の推進	102
取組⑦	適切な人事管理と人材育成	102

現状・課題

取組① 財政基盤の強化と効果的な予算執行

社会保障費の増加や公共施設の老朽化への対応により、財政状況は厳しさを増しています。新たなごみ処理施設の整備や、公共施設、インフラ施設の維持管理・更新等に対応するため、中長期的な視点で安定した財政運営を目指していく必要があります。

取組② 公共施設マネジメントの推進

多くの公共施設等で老朽化が進み、維持管理・更新等に係る費用が増加傾向にあります。施設の長寿命化を進めていくための財源の確保も年々難しくなるため、公共施設等の配置の見直しや総量適正化を図りながらライフサイクルコスト（注1）を縮減していく必要があります。

取組③ 広報・広聴の充実

広報紙は市民が市政情報を入手する最も重要な媒体であり、引き続き分かりやすい紙面づくりと配布体制の確保に取り組む必要があります。行政からの一方的な情報発信だけでなく、双方向型の広報・広聴体制の強化が必要です。

取組④ 窓口手続の利便性向上

キャッシュレス決済の普及により、現金を持たない来庁者への対応が必要となっています。また、生活スタイルの多様化や窓口の混雑に対応するため、手続きのオンライン化をはじめとした利便性の向上に取り組む必要があります。

（注1）ライフサイクルコスト

初期建設費（イニシャルコスト）と運営管理費（ランニングコスト）、除却費を合わせた「建物の生涯に必要な総費用」のこと。



今後の方向性

取組① 財政基盤の強化と効果的な予算執行

歳入確保のため、使用料や手数料の見直し、ふるさと納税制度等の更なる活用に取り組みます。歳出削減に向けては、各種事業の抜本的な見直しと経常経費の縮減に取り組みます。官民連携（注2）の推進など、既存の手法にとらわれることなく事業を展開することで、持続性の高い財政運営を実現します。

指標

経常収支比率（減少）

現状値
（令和6年度）
94.6%

目標値
（令和12年度）
93.9%

取組② 公共施設マネジメントの推進

施設総量の適正化を図りつつ、公共施設サービスを充実させていく「縮充」の考え方の下、財政運営の視点と連動させながら、公共施設等の効果的かつ効果的な維持管理・運営等を進めます。また、全庁的な組織体制を構築し、民間活力の活用も含めた柔軟な発想を積極的に取り入れた取組を推進します。

指標

公共施設延床面積削減量【累計】（増加）

現状値
（令和6年度）
0 m²

目標値
（令和12年度）
2,500 m²

取組③ 広報・広聴の充実

広報紙は分かりやすい紙面づくりに引き続き取り組むとともに、自治会配布と民間店舗等への配架の拡充により、市民が手に取りやすい環境を整えます。また、公式 SNS 等の広報ツールの活用を強化しながら、市民との双方向のコミュニケーションを図るとともに、市民ニーズに即した迅速な情報提供に取り組みます。さらに、増加する外国人市民に対して、ホームページ等の多言語対応を適切に進めます。

指標

市政情報を得られている市民の割合（増加）

現状値
（令和6年度）
51.1%

目標値
（令和12年度）
55.0%

取組④ 窓口手続の利便性向上

窓口でのキャッシュレス決済の導入を順次進めます。また、各種証明書のコンビニ交付の利用促進をはじめ、手続きのオンライン化等により、窓口での待ち時間の短縮や混雑緩和など、利便性の向上に取り組みます。

指標

窓口でのキャッシュレス決済サービスの利用率（増加）

現状値
（令和6年度）
0%

目標値
（令和12年度）
40.0%

関連計画

東松山市公共施設等総合管理計画

（注2）官民連携

行政と民間企業がそれぞれ持つ強みを生かしながら連携・協力して公共サービスを提供する方法のこと。これにより行政の効率化や地域の活性化が期待される。

現状・課題

取組⑤ 適正な賦課・徴収の実施

自主財源の大半を占める市税の賦課・徴収を適正に進めることは、市政の安定運営に不可欠です。このため、課税対象の把握など、賦課事務の正確性を確保するとともに、徴収や滞納整理についても適切に執行していく必要があります。

取組⑥ 担い手確保と効率的な公共調達への推進

多くの産業分野で課題となっている労働力不足は、本市が発注する工事や業務の円滑な執行に少なからず影響を及ぼしています。特に建設業では人手不足が深刻な状況にあるため、発注時期の平準化等により働きやすさの改善につなげる必要があります。公共調達については、公正性や競争性を確保しつつ、地元企業の育成にも取り組んでいく必要があります。

取組⑦ 適切な人事管理と人材育成

少子化・高齢化に伴う人手不足と労働市場の流動化により、行政機関においても必要な人材の維持・確保が一層困難になっており、有為な人材から選ばれる職場となるよう、給与や働き方をパッケージで改革していく必要があります。また、ハラスメントのない心理的安全性の高い職場環境を整えていく必要があります。



今後の方向性

取組⑤ 適正な賦課・徴収の実施

課税対象の適正把握と賦課事務の正確性確保に取り組みつつ、市税の電子申告の普及により手続きの利便性を高めながら適正な賦課につなげます。また、自主納付の推進と適切な督促や催告により、個々の実情に即しながら、厳正に滞納整理等を進め、徴収の適正執行を図ります。

指標

市税収納率(増加)

現状値
(令和6年度)
98.7%

目標値
(令和12年度)
99.0%

取組⑥ 担い手確保と効率的な公共調達への推進

繁忙期と閑散期の発注量の差が小さくなるよう早期に設計等を進め、年度当初に入札を執行する件数の増加を図ります。また、「ゼロ債務負担行為(注1)」の活用により、建設業の閑散期での発注を増やします。公正性や競争性を確保しつつ、地元企業を優先とした入札を実施し、地域経済の発展につなげます。

指標

工事平準化率(注2)(増加)

現状値
(令和6年度)
0.48

目標値
(令和12年度)
0.7

取組⑦ 適切な人事管理と人材育成

インターンシップの活用や大学の就職講座・セミナー等への参加を通じて、人材の確保を進めていきます。また、多様で柔軟な働き方ができるようAIやRPA(注3)なども活用することで長時間労働を改善し、職員のワークライフバランスを推進します。さらに、行政需要を踏まえた研修計画を立案し、人材の育成を図り、努力し成果を上げた職員が、より評価される人事評価制度を構築します。

指標

定員適正化計画における普通会計職員定数と実職員数の差(減少)

現状値
(令和6年度)
11人

目標値
(令和12年度)
0人

関連計画

東松山市特定事業主行動計画「子育てと女性活躍応援プラン」
東松山市人材育成基本方針
定員適正化計画

(注1) ゼロ債務負担行為

設定した年度には歳出予算を計上しない債務負担行為のこと。これを設定することで、主に施工が行われる時期の前年度のうちに、年度をまたいだ契約を行うことができ、早期に工事の着工が可能となる。

(注2) 工事平準化率

当該年度における月ごとの工事稼働件数の年間平均に対する、4月から6月までの平均の比率のこと。1に近いほど、繁忙期と閑散期の差が小さいことを示す。

(注3) RPA

Robotic Process Automationの略。これまで人間が行ってきた定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットにより自動化するもので、業務自動化により生産性の向上が期待される。

資料編



1 策定経過

(1) 令和6年度

5月9日	第六次東松山市総合計画策定プロジェクトチーム（第1回）
5月24日	第1回東松山市総合計画審議会
6月28日	議会全員協議会
10月1日	シビック・オピニオン・リサーチ実施（～2月28日）
10月2日	地区座談会（大岡地区）
11月7日	第六次東松山市総合計画策定プロジェクトチーム（第2回）
11月15日	第2回東松山市総合計画審議会【諮問】
11月16日	地区座談会（高坂丘陵地区）
11月22日	地区座談会（松山地区）
12月4日	地区座談会（平野地区）
12月9日	地区座談会（野本地区）
12月10日	地区座談会（高坂地区）
12月21日	第1回ワークショップ（対象：30歳未満）
1月16日	地区座談会（唐子地区）
1月31日	議会全員協議会
2月8日	第2回ワークショップ（対象：30歳以上）
2月12日	第3回東松山市総合計画審議会
2月22日	中高生との座談会（東京農業大学第三高等学校）
2月27日	中高生との座談会（東中学校）
2月28日	子育て世帯ヒアリング（子育て支援センターソーレ・マーレ）
3月3日	中高生との座談会（埼玉県立松山高等学校）
3月10日	中高生との座談会（南中学校）
3月11日	中高生との座談会（埼玉県立松山女子高等学校）
3月18日	中高生との座談会（白山中学校）
3月21日	中高生との座談会（北中学校）
3月25日	中高生との座談会（松山中学校）
3月26日	第六次東松山市総合計画策定プロジェクトチーム（第3回）



(2) 令和7年度

4月21日	第六次東松山市総合計画策定プロジェクトチーム（第4回）
5月14日	第六次東松山市総合計画策定プロジェクトチーム（第5回）
5月23日	第1回東松山市総合計画審議会
5月27日	議会全員協議会
5月27日	第六次東松山市総合計画策定プロジェクトチーム（第6回）
6月30日	第六次東松山市総合計画策定プロジェクトチーム（第7回）
7月16日	第六次東松山市総合計画策定プロジェクトチーム（第8回）
7月25日	第2回東松山市総合計画審議会
8月1日	議会全員協議会
8月19日	第六次東松山市総合計画策定プロジェクトチーム（第9回）
8月20日	第3回東松山市総合計画審議会
8月25日	議会全員協議会
8月25日	市議会議員からの意見募集（～9月12日）
9月19日	東松山市総合計画審議会委員からの意見募集（～9月30日）
9月26日	議会全員協議会
10月7日	第4回東松山市総合計画審議会
10月10日	パブリックコメント実施（～10月30日）
11月5日	第六次東松山市総合計画策定プロジェクトチーム（第10回）
11月11日	第5回東松山市総合計画審議会
11月20日	答申書の提出【答申】
11月28日	市議会12月定例会に提出（総務委員会へ付託） 合同議案調査
12月8日	市議会総務委員会において審査、原案可決
12月23日	市議会本会議において議決



2

東松山市総合計画審議会

(1) 諮問

東松政発第1010001号
令和6年11月15日

東松山市総合計画審議会
会長 小野寺 亘 様

東松山市長 森田 光一

第六次東松山市総合計画の策定について（諮問）

東松山市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、令和8年度を始期とする第六次東松山市総合計画の策定に関し、貴審議会の意見を求めます。

(2) 答申

東松総計発第1120001号
令和7年11月20日

東松山市長 森田 光一 様

東松山市総合計画審議会
会長 小野寺 亘

第六次東松山市総合計画の策定について（答申）

令和6年11月15日付け東松政発第1010001号で諮問のあった第六次東松山市総合計画の策定について、令和7年11月11日に開催した令和7年度第5回審議会において市から示された「第六次東松山市総合計画（案）」は、本審議会各委員の専門的知識及び経験、多様な立場を生かした数次にわたる議論や意見を踏まえた内容となっており、東松山市の最上位計画として適切であると認めることから、ここに付帯意見を添えて、答申します。



付帯意見

我が国の人口減少の流れは歯止めがかからず、人口減少を前提とした社会の在り方を模索していく時代へと変化しています。また、頻発化・激甚化する災害への対応や人々の生活に影響を与える経済情勢など、東松山市を取り巻く社会情勢は日々刻々と変容しています。さらに、デジタル化の進展は、人々の生活利便性や効率性を向上させ、多くの恩恵をもたらす一方で、時間対効果が重視されるあまり、人と人とのつながりが希薄化する傾向があります。

そのような中で、令和8年度を始期とする第六次東松山市総合計画の策定にあたり、「元気と希望と歩むまち 住みよさ やさしさ 東松山」を将来像に掲げたことは、時代の潮流を捉えつつも、市の特徴を踏まえながら人々のつながりや温かさを大切にしまちづくりを進めていこうとする意思が象徴的に表されており、意義深いものであると評価します。

また、市民意識調査に加え、地区座談会や中高生との対話等を通じて市民の意見を的確に捉えながら現状・課題を把握し、各分野における目指すべきまちの姿や各施策の方向性が示されたことは、まちづくりの主体である市民目線での計画が策定されたものと評価できます。

東松山市の発展を支える重要な要素が込められた本計画の内容を市民や事業者、まちづくりに関係する多くの人々と共有し、掲げられた将来像が着実に体现されるよう、次の点に留意して各施策に取り組まれることを希望します。

1 重点テーマの推進について

重点テーマに掲げられた「強靱・快適」「賑わい・活力」「健やか・生きがい」の3つのテーマは、東松山市の発展に向けた市民の意見や想いを網羅的に捉えており、今後のまちづくりにおいて重要な要素となるものである。

市民が安全・安心に暮らすための「強靱・快適」なまちの実現、市の魅力や特徴を生かした「賑わい・活力」の創出、健康や豊かな心を育むための「健やか」で「生きがい」を持てる環境づくりを相互に連携させ、人口減少が予測されている中でも、持続性と発展性のあるまちを目指した取組を積極的に推進されたい。

2 計画の進行管理と柔軟な対応について

日々刻々と変化する社会情勢に対応していくためには、本計画で定めた目標に向けて着実に施策を遂行するだけでなく、ときにはスクラップ・アンド・ビルドの視点も取り入れながら、時代の潮流を捉えた新たな施策にも果敢に挑戦していく必要がある。このため、適正に計画の進行管理を行いつつも、計画に記載された内容に固執することなく柔軟に対応されたい。

3 安定的な行財政運営について

経済状況の変化や公共施設の老朽化、高齢化の進行による社会保障経費の増加などにより市の財政状況は厳しさを増していることから、市民ニーズを適時的確に把握し、優先すべき施策を見極めながら財源配分を行うとともに、安定した財政構造を構築するための取組を徹底して実行されたい。

4 人的資源の活用について

デジタル技術の活用は、地域課題の解決や行政事務効率化の契機となるため積極的な活用が期待されるが、地域社会を形成する根幹は「人」であり、本計画に謳われている「市民力」を通じて、協力と信頼の下、人のやさしさや温かみを感じることのできるまちづくりを推進されたい。

また、市職員はまちの発展に必要な不可欠な存在であるため、自らが行政を担うことの矜持を保ち、目の前の課題を自分事として捉え、臆することなく各施策を遂行されたい。



3

東松山市総合計画審議会条例

昭和41年4月1日条例第6号

最終改正 平成27年6月25日条例第24号

(目的)

第1条 この条例は、東松山市総合計画審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 市長の諮問に応じ、市の総合計画に関し、必要な調査及び審議を行うため、東松山市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 総合計画 市におけるまちづくりの指針となるもので、基本構想及び基本計画からなる最上位の計画をいう。

(2) 基本構想 総合的かつ計画的な行政の運営を図るための市における基本的な構想をいう。

(3) 基本計画 基本構想を実現するための基本的な施策を体系的に示す計画をいう。

(組織)

第4条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちからそれぞれ当該各号に定める数の範囲内において、市長が委嘱する。

(1) 知識経験を有する者 12人

(2) 公募による市民 3人

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会)

第7条 審議会に、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 委員が属する部会は、会長が指名する。

第8条 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

2 部会長は、部会の事務を掌理する。

3 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。



(会議)

第9条 審議会又は部会の会議は、それぞれ会長又は部会長が招集する。

2 審議会又は部会は、委員の過半数が出席しなければ会議をひらくことができない。

3 審議会又は部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長又は部会長の決するところによる。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、総合計画を主管する課において処理する。

(雑則)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

※附則省略



4 東松山市総合計画審議会委員

任期：令和5年7月1日～令和7年6月30日

氏名(敬称略)		役職等
会長	小野寺 亘	埼玉医科大学特任教授(元埼玉県総務部長)
副会長	小峰 良介	東松山市都市計画審議会会長
第1号委員 知識経験者	飯島 徹	東松山市商工会理事
	今村 美代子	東松山子育てねっと副代表
	椎名 孝典	JA 埼玉中央青年部
	島田 政信	東京電機大学建築・都市環境学系教授
	杉山 武志	松山第二地区民生委員
	須田 知樹	立正大学地球環境科学部教授
	中嶋 啓一朗	(社)比企青年会議所専務理事
	中田 幸昌	東松山市環境審議会委員
	長島 洋介	武蔵丘短期大学健康栄養専攻准教授
第2号委員	細田 咲江	大東文化大学国際関係学部教授
	佐藤 幸俊	公募
	関根 美沙	公募

任期：令和7年7月1日～令和9年6月30日

氏名(敬称略)		役職等
会長	小野寺 亘	埼玉医科大学特任教授(元埼玉県総務部長)
副会長	小峰 良介	東松山市都市計画審議会会長
第1号委員 知識経験者	飯島 徹	東松山市商工会理事
	今村 美代子	東松山子育てねっと副代表
	押尾 晴樹	東京電機大学建築・都市環境学系准教授
	木村 翔一	JA 埼玉中央青年部
	杉山 武志	松山第二地区民生委員
	須田 知樹	立正大学地球環境科学部教授
	関口 喜希	(社)比企青年会議所理事長
	中田 幸昌	東松山市環境審議会委員
	長島 洋介	武蔵丘短期大学健康栄養専攻教授
第2号委員	細田 咲江	大東文化大学国際関係学部教授
	佐藤 幸俊	公募
	関根 美沙	公募
	松木 秀一	公募

※役職は就任時



5

第六次東松山市総合計画策定プロジェクトチーム

役職	令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)
政策財政部次長	関根 隆	関根 隆
政策財政部財政課長	山田 利行	山田 利行
総務部総務課長	福田 誠	橋本 光能
環境産業部環境政策課長	森 博史	森 博史
市民生活部地域支援課長	島村 浩文	松崎 正吉
健康福祉部社会福祉課長	荻野 裕	山口 剛史
都市計画部都市計画課長	田嶋 徹夫	田嶋 徹夫
建設部建設管理課長	筑井 忍	筑井 忍
建設部上下水道経営課長	橋本 哲浩	橋本 哲浩
市民病院病院総務課長	岡部 登	岡部 登
学校教育部教育総務課長	橋本 光能	須澤 理
生涯学習部生涯学習課長	上 敏文	上 敏文
子ども家庭部子ども支援課長	大石 和夫	大石 和夫

※役職は就任時

(事務局)

政策推進課長	今井 秀典	今井 秀典
政策推進課活性化戦略室長	新村 久徳	原田 政洋
政策推進課主査	江原 友博	江原 友博
政策推進課主任	小池 亮	長嶋 宥佑
政策推進課主事	嶋岡 佑香	嶋岡 佑香



6 参考計画等

● 東松山市 HP

<https://www.city.higashimatsuyama.lg.jp/>



● 第六次東松山市総合計画

<https://www.city.higashimatsuyama.lg.jp/soshiki/3/2799.html>



● 3か年実施計画書・事務事業評価

<https://www.city.higashimatsuyama.lg.jp/soshiki/3/2694.html>



● 市民意識調査報告書

<https://www.city.higashimatsuyama.lg.jp/soshiki/6/42298.html>



● 市の計画・ビジョン

<https://www.city.higashimatsuyama.lg.jp/life/4/34/175/>





東松山市

第六次東松山市総合計画

令和8年度～令和17年度

2026～2035

令和8年4月発行

〒355-8601 埼玉県東松山市松葉町1-1-58

東松山市役所政策推進課

TEL 0493-23-2221